

第九十一回国会 法務委員会議録 第十九号

昭和五十五年四月二十三日(木曜日)
午前十時十四分開議

出席委員

委員長 木村武千代君

理事 金子 岩三君

理事 保岡 興治君

理事 横山 利秋君

理事 柴田 膀夫君

理事 山崎武三郎君

理事 中村 靖君

理事 井出 一太郎君

理事 白川 駿彦君

理事 亀井 静香君

副議長 熊川 次男君

副議長 田中伊三次君

副議長 福田 一君

副議長 下平 正一君

副議長 飯田 忠雄君

副議長 岡田 正勝君

出席國務大臣

法務大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

法務大臣官房長官 榎 榛一君

出席政府委員

法務省刑事局長 前田 宏君

出席政府委員

法務省入国管理局 局長 小杉 照夫君

出席政府委員

公安部調査次長 西本 昌基君

委員外の出席者

インドシナ難民 対策連絡調整会議事務局長

警察庁刑事局審議官

警察庁刑事局国際刑事課長

警察庁警備局外事課長

外務大臣官房領事移住部領事第

東南アジア難民問題対策室長

外務省アジア難民問題対策室長

第一類第三号

○木村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、外国人登録法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡田正勝君。

○岡田(正)委員 大臣がいまおくれてこられますます。岡田正勝君。

まず第一にお尋ねしたいと思いますのは、永住権を与えられた在日韓国人の人が、たとえばふるへ行くのにもその証明書を携帯しなければならないという問題是非常に不合理ではないかといふふうに思つてゐるのですが、その点についてお答えを願ひます。

○木村委員長 本日の会議に付した案件は、外國人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)、国際捜査共助法案(内閣提出第八二号)、内閣提出、外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号)(參議院送付)は本委員会に付託された。

○小杉政府委員 現在の外国人登録法の上では、外登記を常時携帯する義務といふものが法文上一定認められておるわけでございますが、この當時に限られるべきでございまして、ふるに行くのに、ふるに入つているときも當時はだ身離さず持つていかなければならぬというようなのはいさぎか行き過ぎであると私も考えております。したがつて、これは當時携帯と申しましても、やはり常識的な範囲に当然限られるというふうに考えるべきであるうかと思います。

○岡田(正)委員 いまお答えがありましたとおりに実際は執行されているでしょうかね。たとえば本当に共同浴場へ行くためにぶらぶらと散歩がらのような形で歩いていた。身分証明書はあるか、持つておりますんと言つた場合に、警官はどういう措置をとつておりますか。

○小杉政府委員 警察当局がそのような場合に具体的にどのような措置をとつておるか、実は私ども承知いたしておらないのでござりますけれども、折りに触れかなり厳しい扱いが行われるというような事例があるよう仄聞いたしております。

○岡田(正)委員 くどいようであります。

○小杉政府委員 くとも観光ビザで来ているような人ではないのであります。永住権者として認められたとえば在日韓国人の方々のようないつても、永住権を与えられた人については、人道的にも身分証明書の常時携帯の義務というものは排除すべきではないでしょか。いかがでしょ。

○小杉政府委員 この点は、先般岡田議員から御質問がありました際にもお答え申し上げたのであります。確かに協定永住の方あるいは法一二六一一六の該当者の方等々、過去の特殊な歴史的な経緯あるいは背景、事情といふものがおありでございまして、その意味でいわゆる四一一四で入ってくる一般外国人といふようなものと質的に差があることは私どもも十分認識いたしております。

○小杉政府委員 この点は、先般岡田議員から御質問がありました際にもお答え申し上げたのであります。

○岡田(正)委員 私がお尋ねしたいのはそこなんですよ。

だから、上方で考えていらっしゃる常時といふのは、その意味ではないのであります。

ただ、上方で考えていらっしゃる常時といふのは、その意味ではないのであります。

ただ、上方で考えていらっしゃる常時といふのは、その意味ではないのであります。

とにいたしますと、在日の外国人の間におけるむしる差別待遇と申しますか外国人の平等待遇といふものを阻害する要因にもなりかねないわけございまして、私どもとしては、現在のところ、在日韓国人、朝鮮人の方々に対し外登法の適用を免除するということは考えておらないわけでございます。

○岡田(正)委員 それでは、いま法改正の御意思はないと非常に明確に言われたわけであります。が、百歩譲歩いたしまして、冒頭にお答えになりました常識の範囲においてこれを処理するという考え方、これを徹底する方法というのを何かお考えでございますか。

○小杉政府委員 今後私どもいたしましても、関係当局との間で意思疎通を図る努力をしてまいりたいというふうに考えます。

○岡田(正)委員 それでは、外国人登録証明書の常時携帯の義務というのを永住権を与えられた人たちに對しては免除すべきであるという意見を強く申し上げまして、次に進ましていただきます。次の問題は、登録切替のたびに指紋をとられてします。これは非常に屈辱的な問題ではないでしょうか。それで、一遍成人になつた人たちが指紋を押しましたら、これは同じ指紋というのを世界じゅうにないわけなんですから、だからそれを何回も何度も登録の切替のたびに指紋を役場で押させるというのは余りにも酷な扱いではないか、人道的にも考え直すべき問題ではないかと思ひます。が、いかがでありますか。

○小杉政府委員 指紋を押させることが直ちに犯罪者扱いになるとか、あるいは指紋を押させるこ

とはど先生御指摘もございましたように、指紋の方は人不同、一生不变という特質を利用いたしましたて、外国人の同一性というものを科学的に確認する手段でございます。指紋を押させることによりまして、現実の問題として外登証の偽造、変造というものを防止することが一つの目的でございます。しかし、またさらに、指紋を押されている登録証明書をお持ちの方は、所持人みずからがその外登証の正当な所持人であるということをきわめて簡単に明白に説明できる手段でもあるわけでございます。私どもとしては、登録証明書への指紋押捺という制度は必要であるというふうに考えておるわけでございます。

しかしながら、先生御指摘もございましたように、指紋押捺の機会というものが余りにも多過ぎるのではないかという点は、確かに十分検討の余地がある分野ではないかという気がいたしておりますので、私どもいたしましても、どの程度の押捺が必要であるか、将来の検討課題として検討してまいりたいと考えております。

○岡田(正)委員 ゼビヒとこれは御検討をいただきました。これは御検討をいただきました。次にお尋ねしますのは、いま質問いたしました登録証の切替が三年ごとというのは変わっていますが、この三年ごとの期間といふのは非常に短過ぎるんじゃないですか、現在の情勢から言いまして。少なくとも私どもいたしましたことは、アメリカの十年という例にならわなくてはなりませんが、せめて五年ぐらいの切替にした方がいいのです。が、いかがでありますか。

○小杉政府委員 これは結局、現在の外登法の目的と申しますのが本邦に在留する外国人の居住關係並びに身分關係というものを明確に把握すると行つた場合には十四日以内に届けなければならぬという変更届け出の義務がさらには課せられておりますので、私は、この三年間の切替の場合は延ばしても何ら差し支えないではないかという強い考え方を持つておりますので、あえて重ねて申し上げておきます。

次に、もう一つの考え方としましては、三年を五年にあるいは十年に延ばしたらどうかという私が言っている趣旨の根本には、最近非常にやましい言われております行政改革という面から言いまなければならないという点があるわけでございま

す。

たとえば外登証の有効期間が一年という非常に短期のものでござりますれば、その記載事項について変更があったから一ヶ月以内に登録しないで済むことになります。

この機会にもしわかりましたら御発表願いたいと思いますが、こういう在日外国人の問題に関しては、外国人登録法の関係あるいは入管令の関係等で、これらに従事しておる者、市町村からあ

るいは検察庁、警察、公安調査庁あるいは海上保

安庁、入管事務所、これらを全部含めますと、それに関連する人たちをどのくらいと見ていらっしゃいますか、どういうふうに把握していらっしゃいますか、もしおわかりになつたら発表していただきたい。

○小杉政府委員 いま先生から御指摘になられました外国人絡みで何らかの仕事に関連していく方が妥当であるかどうかということについては、確かにこれはきわめて膨大なものになる

だけだと思いますが、ただいま手元に資料がございません。追つて調査の上御回答できるかどうか必ずしも確信ございませんか、できるだけ調査してみようと思います。

○岡田(正)委員 それでは私が勝手に推定したものを申し上げますが、それでは当局もおさらぬでありますから、後日資料を御提出願いたいことを

確かに検討の余地があるというふうに私どもを考えております。これを伸長する方向で今後制度の基本問題の一環として考えていくかというところ

であるうという気がいたします。

ただ、比較的短期間に日本に在留しております外国人も永住者も一律に三年という現在の切替期間が妥当であるかどうかということについては、

次にお尋ねしますのは、いま質問いたしました登録証の切替が三年ごとというのは変わっていますが、この三年ごとの期間といふのは非常に短過ぎるんじゃないですか、現在の情勢から言いまして。少なくとも私どもいたしました

ことは、アメリカの十年という例にならわなくてはなりませんが、せめて五年ぐらいの切替にした方がいいのです。が、いかがでありますか。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。どうやら御検討の様子がありますので、これ以上申し上げませんが、いま一つ、この切替以外に変更を行つた場合には十四日以内に届けなければならぬ

という変更届け出の義務がさらには課せられております。

次に、もう一つの考え方としましては、三年を五年にあるいは十年に延ばしたらどうかという私が言っている趣旨の根本には、最近非常にやましい言われております行政改革という面から言いま

ましても、行政経費の節減ということを考えてもいいのではないかと私は思うのであります。

この機会にもしわかりましたら御発表願いたいと思いますが、こういう在日外国人の問題に関しては、外国人登録法の関係あるいは入管令の関

係等で、これらに従事しておる者、市町村からあ

るいは検察庁、警察、公安調査庁あるいは海上保

安庁、入管事務所、これらを全部含めますと、そ

れに関連する人たちをどのくらいと見ていらっしゃいますか、どういうふうに把握していらっしゃいますか、もしおわかりになつたら発表していただきたい。

○小杉政府委員 いま先生から御指摘になられました外国人絡みで何らかの仕事に関連していく方が妥当であるかどうかということについては、確かにこれはきわめて膨大なものになる

だけだと思いますが、ただいま手元に資料がございません。追つて調査の上御回答できるかどうか必ずしも確信ございませんか、できるだけ調査してみようと思います。

○岡田(正)委員 それでは私が勝手に推定したものを申し上げますが、それでは当局もおさらぬでありますから、後日資料を御提出願いたいことを

確かに検討の余地があるというふうに私ども考えております。これを伸長する方向で今後制度の基本問題の一環として考えていくかというところ

であるうという気がいたします。

ただ、比較的短期間に日本に在留しております外国人も永住者も一律に三年という現在の切替期間が妥当であるかどうかということについては、

次にお尋ねしますのは、いま質問いたしました登録証の切替が三年ごとというのは変わっていますが、この三年ごとの期間といふのは非常に短過ぎるんじゃないですか、現在の情勢から言いまして。少なくとも私どもいたしました

ことは、アメリカの十年という例にならわなくてはなりませんが、せめて五年ぐらいの切替にした方がいいのです。が、いかがでありますか。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。どうやら御検討の様子がありますので、これ以上申し上げませんが、いま一つ、この切替以外に変更を行つた場合には十四日以内に届けなければならぬ

という変更届け出の義務がさらには課せられております。

次に、もう一つの考え方としましては、三年を五年にあるいは十年に延ばしたらどうかという私が言っている趣旨の根本には、最近非常にやましい言われております行政改革という面から言いま

ましても、行政経費の節減ということを考えてもいいのではないかと私は思うのであります。

この機会にもしわかりましたら御発表願いたいと思いますが、こういう在日外国人の問題に関しては、外国人登録法の関係あるいは入管令の関係等で、これらに従事しておる者、市町村からあ

るいは検察庁、警察、公安調査庁あるいは海上保

安庁、入管事務所、これらを全部含めますと、そ

れに関連する人たちをどのくらいと見ていらっしゃいますか、どういうふうに把握していらっしゃいますか、もしおわかりになつたら発表していただきたい。

○小杉政府委員 いま先生から御指摘になられました外国人絡みで何らかの仕事に関連していく方が妥当であるかどうかということについては、確かにこれはきわめて膨大なものになる

だけだと思いますが、ただいま手元に資料がございません。追つて調査の上御回答できるかどうか必ずしも確信ございませんか、できるだけ調査してみようと思います。

○岡田(正)委員 それでは私が勝手に推定したものを申し上げますが、それでは当局もおさらぬでありますから、後日資料を御提出願いたいことを

確かに検討の余地があるというふうに私ども考えております。これを伸長する方向で今後制度の基本問題の一環として考えていくかというところ

であるうという気がいたします。

ただ、比較的短期間に日本に在留しております外国人も永住者も一律に三年という現在の切替期間が妥当であるかどうかということについては、

次にお尋ねしますのは、いま質問いたしました登録証の切替が三年ごとというのは変わっていますが、この三年ごとの期間といふのは非常に短過ぎるんじゃないですか、現在の情勢から言いまして。少なくとも私どもいたしました

ことは、アメリカの十年という例にならわなくてはなりませんが、せめて五年ぐらいの切替にした方がいいのです。が、いかがでありますか。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。どうやら御検討の様子がありますので、これ以上申し上げませんが、いま一つ、この切替以外に変更を行つた場合には十四日以内に届けなければならぬ

という変更届け出の義務がさらには課せられております。

次に、もう一つの考え方としましては、三年を五年にあるいは十年に延ばしたらどうかという私が言っている趣旨の根本には、最近非常にやましい言われております行政改革という面から言いま

察どおりなら資料の提出は要りません。委員長、これをひとつと資料要求しておきますが、

かがでしょか。
○木村委員長 資料要求いたします。
○岡田(正)委員 ありがとうございました。

正委員

資料要求いたします。

それでは次に、今回の改正におきまして先ほど
問題になりました変更の申請、この場合はこの申請
間が緩和されたわけでございます。次の申請のと
きまでよろしいというようなことになりまして
が、これは各党皆さん一緒にございますけれども、
も、変更の申請をしなければならないという事で
そのものをもつとも減らしていくべきではな
いか。たとえば職業の関係とかあるいは勤務先
関係、いわゆる所在地の関係、こういうようなこ
とは、一般外国人、在日韓国人の方たち、また住
に永住権を認められた人たちにとりましても、本
際は日本の社会といふものはまだまだ厳しいも
がありまして、非常に不安定な状態にあるわ
で、ちょこちょこ職業が変わるわけですね。こ
うことがありますので、変更の申請というも
の中では私が特に事項を減らすべきだと思うのが
間の際にお答え申し上げたのでございますけれども、現在登録事項は全部で二十項目あるわけでござ
ります。

○小杉政府委員 この点は実は先般も先生の御
質問でお答え申し上げたのでございますけれども、現在登録事項は全部で二十項目あるわけでござ
ります。

要はなくして、確認申請でござりますとかあるいは引替交付、再交付の申請等を行います際に申請すれば足りるということにして、手続の簡素合理化を図つておるわけでございます。

さらにこの項目をもつて減らすべきだという御意見でございますが、これは先ほど私ちょっとと触れましたように、登録証明書の有効期間といふもののをこれから将来長期のものに伸長していくこうということになりますと、この登録事項の数を、少なくも一週間以内に登録していくだかなければならぬ申請事項の数を減らすということ、やや内容的にそこすると申しますか矛盾する関係に相なるわけでございまして、そこの点を今後あわせ考えてまいりたいというふうに考えます。

○岡田(正)委員　ぜひひとつ研究をしていただきたいと思います。内外人平等の原則というのが、始一貫法務省の中に流れおりませんと、こういう問題でそのたびに質問をしなければならぬという形になりますのでただいまの答弁では前向きに御検討になるようありますから、ぜひひとつやついていただきたいと私は思うのであります。

その次に、住民基本台帳法第一条とそれから外

般の人々の住民登録ですね、住民基本台帳といふ関係、これには居住の関係というのが当然入っていいると思うのですよ。住居を変えたら当然登録しなければいかぬ、こういう関係があるわけでありまして、私は、全く同じとは申し上げませんけれども、基本的には同じものじゃないかと思うのですが、もう一度ひとつ繰り返して答弁願いたいと思うのです。

○小杉政府委員 私、先ほどの答弁で間違えまして申しわけないのでござりますが、住民基本台帳法における目的は身分関係ではなくて居住関係でございました。居住関係だけに限つておるわけでござります。それに反しまして外国人登録法の場合は、在留外国人の身分関係並びに居住関係ということで、その点の差異があるわけでござります。

○岡田(正)委員 ということになりますと、この身分の関係におきましては、この人はたとえば一般外国人であるとかあるいは永住権者であるとかいう身分が明確になるだけのことでありまして、目的はやはり居住の関係を明確にするというのが両方のいわゆる共通要件ではありますか。それ

民基本台帳へ届け出をして記入してもらう、ということで足りているわけです。この外登法の関係はこれを一緒にくつつけたものでしよう。住民基本台帳法と戸籍法と一緒にくつつけたようなものがいわゆる外登法じやないでしょうか。ということになれば全く同じ性格のものであると私は思うのであります。

そこで、同じであるという観点に立ちまして次に進めてまいりますけれども、日本人の場合には、たとえ違反をいたしましても罰則が過料の程度ということになつておりますが、後者の場合いわゆる外登法の関係の方々につきましては罰則が非常に重たいですね。「一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金」こういうふうになつておりますが、やはり思想的に外国人を管理、統制、監視するのであるという考え方方が貫かれておるから、罰則の上におきましても、事の問題は同じ性格であるのに、それに違反した場合、片方は過料で済み片方は重い刑罰を科するというようが差異が出てきていると思うのですが、そろそろ違うべきではないかと思うのであります。いかがですか。

におきまして、これら十一項目のうち、変更の都度即時に把握する必要性が比較的少ないと思われ

○岡田(正)委員 いまお答えになりましたが、住民基本台帳の関係は身分関係を明らかにするためのものであり、外登法第一条は身分関係を明らかにするとともに居住の関係も明らかにする、こういうことをおっしゃつておるのであります�が、一

に違うというふうに私どもは考えておるわけござります。

○岡田(正)委員 たとえば日本人の場合でしたら、生まれたらいわゆる戸籍法に従つて籍に入れられる。あとは居住の関係をそれぞれ所が変われば住

に違うというふうに私どもは考えておるわけでございます。

般の人々の住民登録ですね、住民基本台帳といふ関係、これには居住の関係というのが当然入っていいると思うのですよ。住居を変えたら当然登録しなければいかぬ、こういう関係があるわけでありまして、私は、全く同じとは申し上げませんけれども、基本的には同じものじゃないかと思うのですが、もう一度ひとつ繰り返して答弁願いたいと思うのです。

○小杉政府委員 私、先ほどの答弁で間違えまして申しわけないのでござりますが、住民基本台帳、法における目的は身分関係ではなくて居住関係でございました。居住関係だけに限つておるわけでござります。それに反しまして外国人登録法の場合は、在留外国人の身分関係並びに居住関係ということと、その点の差異があるわけでございまます。

○岡田(正)委員 ということになりますと、この身分の関係におきましては、この人はたとえば一般外国人であるとかあるいは永住権者であるとかいう身分が明確になるだけのことでありまして、目的はやはり居住の関係を明確にするというのが両方のいわゆる共通要素ではありますか。それ

民基本台帳へ届け出をして記入してもららるといふことで足りてゐるわけです。この外登法の関係はこれを一緒にくつつけたものでしよう。住民基本台帳法と戸籍法と一緒にくつつけたようなもののがいわゆる外登法ぢやないでしようか。ということになれば全く同じ性格のものであると私は思うのであります。

そこで、同じであるという観点に立ちまして次に進めてまいりますけれども、日本人の場合には、たとえ違反をいたしましても罰則が過料の程度ということになつておりますが、後者の場合いわゆる外登法の関係の方々につきましては罰則が非常に重たいですね。「一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金」こういうふうになつておりますが、やはり思想的に外国人を管理、統制、監視するのであるという考え方方が貫かれておるから、罰則の上におきましても、事の問題は同じ性格であるのに、それに違反した場合、片方は過料で済み片方は重い刑罰を科するというような差異が出てきていると思うのでありますが、そろそろいう差を取るべきではないか、同等の扱いをすべきではないかと思うのですが、いかがであります。

に違うというふうに私どもは考えておるわけでございます。

○岡田(正)委員 たとえば日本人の場合でしたら、生まれたらいわゆる戸籍法に従つて籍に入れられる。あとは居住の関係をそれぞれ所が変われば住まいります。

はないかといふうに考えております。

ただ、現行の登録法の罰則が一年以下の懲役または禁錮さらに三万円以下の罰金というようなどとで非常に画一的な規定になつております。この画一的に過ぎるという批判はまことに「もつとも

ではないかということで、私どもいたしましたのは、この点について違反の態様に応じた罰則といふような方向での改善の余地があるのではないかということで、今後基本問題の一環として検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○岡田(正)委員 悉かりました。改良の余地があるというふうに当局も認めていらっしゃいますので、ぜひともひとつ改良していただきますようお願いをしておきます。

次に、再入国のお許可期限が現行一年間といふこと

○小杉政府委員 現在の出入国管理令上、再入国となつておりますが、これは短過ぎるんぢやないでしょ。これは先般も説明をしたのであります、たとえば外国に出ておりまして病気になつて帰つてこれないと、一年の期限が過ぎたらそれきりなんですね。もう入国ができないわけですよ。これは酷なことじゃないでしょ。たとえば病氣以外に海外留学というような場合なんかがありますね。こういう場合はどうなつておるのでですか。

○岡田(正)委員 私は、こういう点でもやはり改
良の余地があると思いますね。海外へ留学してお
るのに一年ごとに戻ってきて、また手続をして出
ていかなければならぬ。全く余分な経費だと思う
のであります。こういう点もひとつ真剣に改革を
されることをぜひお願ひしておきたいと思うので
あります。

さらに、許可を得て出ます場合、一年以内だつたら何度出入りをしてもよろしいという、言うなれば数次の再入国許可制度といいますか、そういうことはお考えになりませんか。

効期限といふのは一年以内だということは先ほど申し上げましたが、この期間の延長といふのは現行の法令下では不可能である。したがつて法改正を要する問題だということでござります。私どもいたしましては、この期間といふのを在外公館において延長できるといふようなことを将来の立法の際にやろうということで検討を進めておるわけでございまして、もし在外公館において再入国許可の延長申請を行い、その許可を取ることがができるということにすれば、問題は解消するであろうというふうに思うわけでございきす。

さらに第一の御質問の点でござりますが、現在の出入国管理令上、数次再入国許可制度というものは明文の規定がございません。これも法改正によりましてその可能性を明確にする必要があるといふふうに考えておりまして、現に、四十年代の末期でございますが、法務省が国会に出しまして廃案となりました出入国法案の中には、すでに再入国情許可期限の延長の問題並びに数次再入国許可制度というものが盛り込まれていたという経緯がございます。したがいまして、今後抜本改正を行な際には、これらの点は取り込んでいきたいといふふうに考えます。

○岡田(正)委員 非常に明確な意思表明をいただきました。できるだけ早く法改正をして便宜を図ってやっていただきたいと思うのであります。この問題は、日本におられた韓国人の人たちにとりましてはもう大変な問題でありますので、非常に関心を持っておりますのとおりで、ぜひともひとつ一日も早く法改正をされるよう強く希望を申し上げておきます。

次に、日韓地位協定によりますると、永主権者

の方でありましても、七年以上の刑を受けるということになりました者は強制退去ということになります。これは非常に問題があると思うのですね。悪い言葉で言いましたら、牢送りをした

上で、さらに所払いと、何かしら私昔の徳川幕府

○小杉政府委員 この点も実はこの前もお答え申し上げた点でござりますけれども、協定永住者と申しましてもやはりこれは外国人でございます。退去強制の有無といふ問題は、吉田、投票権す

なわち国政に参加し得る権利と並びまして外国人と自国民との根本的な相違点でございます。したがいまして、およそ外国人というものに対しても、強制の権限といふものを放棄した国はないというふうに私どもは理解いたしております。

ただ、先ほど先生御指摘ではございますけれども、この協定永住の方方が一定の罪を犯された場合に退去強制ができるということは、日本と韓国

との間の協定によって定められておるわけでございまして、国際間の合意、条約でございます。この条約により認められた内容と申しますのは、日本と韓国との間のいわゆる特約的な特殊な合意ではなくて、国際的な慣行というものを前提にいたしまして、それを条文化したというふうに私どもは理解いたしておりますので、七年以上の刑を受けた者を退去強制処分にすることは不当であるといふ議論には同調いたしかねるのでござります。

○岡田(正)委員 大臣御出席になりましたので、いまの問題についてちょっと大臣のお考えを聞いておきたいのですが、今回の法改正に対しまして、あれほど長年やかましく法改正を迫つておりました水住権者となつております在日韓国人

の団体の人たまあるはその他の団体の人たまの

○倉石國務大臣 御意見というものは聞いたのでしょうか、全然聞かなかつたのでしょうか、その点をちょっと大臣から伺いたいと思います。

ますし、御要望は承っております。

○岡田(正)委員 わかりました。これから法改正をする場合、そんな義務は政府はないといったとしても、いろいろと要望があるわけでありまして、いまも局長からお答えがありました第八番目までの質問に対するお答えにいたしましても、日本で永住権を与えられておりましても、日韓地位協定によって、七年以上の刑を受けたる者は日本国内でその刑を済ましてそれから今度はいわゆる国外収容、こういうことで強制退去ということ

不自由が多すぎて強制奴隸といふべきだ
になる。これはもう日韓の地位協定で決まつていい
るんだから、国際的な条約であるからそれでいい
と思うと、非常にごもつともな御発言であろうう
思うのであります。私はここで考えなくちやな
らぬと思いますことは、永住権を与えられて日本
に家を建てそして職業を持ち、家族を養い、そこと
に生活の基盤をどつしりと据えておる人たちが、
七年の刑を受けたからといって、刑をつとめた上
で日本の国を所払いになるということは、これは
私は人道的に見てみましても非常に残酷な扱い

はないかというふうに思うのであります。
いま一つ進めて言うならば、今回問題になつておられます難民対策、この問題にいたしましても難民対策ではいかがですか。難民の受け入れをいたしました以上、その難民に対しても強制退去ということはあり得ないのですよ。強制退去ということはあり得ない。このことにつきましては、言うならば永住権を得て日本に在住しておる在日韓国人の人たちの方が難民よりも取り扱いがひどい扱いを受けるということになりますが、この点はいかがでござりますか。

○小杉政府委員　ただいま先生、難民条約を批准した場合には難民は追放できないというお話をございますが、そういうことはございません。一定

の要件が記載されますが、難民条約上は、追放する場合には当該難民が迫害を受ける地域に送還してはならないという規定があるくらいでございまして、送還ということで強制送還ということが全然条約上排除されておるということにはなつてないわけでございます。

○岡田(正)委員 難民条約の規定ではなるほどおっしゃるとおりのことになつておりますが、実際にには事実上難民を強制退去させるということ是非常にむずかしい問題である。こんな日韓地位協定のよう簡単にできませんよ、これは。私はそう思つておりますがいかがですか。

○小杉政府委員 ただいまの日韓地位協定の三条の規定、それに伴つて制定されました特別法の中にも退去強制事由の明文があるわけでございますけれども、これは七年以上の刑に処せられた者は退去強制をされる可能性を持つに至るわけでございまして、これを現実に退去強制するかどうかといふことは、これまで別の私どもの方の判断が介入していくわけで、七年以上の刑に処せられた者が全員退去させられておるわけではないわけでございます。相当数の方が特別在留許可を与えられてわが国に引き続き在留しておるという現実になっておるわけでございまして、すべての人が退去強制されてしまうということではございません。

○岡田(正)委員 ありがとうございました。そうすると、ちょっとその実情を最近のことでも結構ですが教えていただけませんか。いまでも大村收容所に八名おるというふうに聞いておりますが、これは全員ではなくてそのうちのごく少数であるというふうに聞こえるのであります。ちょっとと具体的にわかれればお知らせいただきたいと思います。

○小杉政府委員 これまでに協定永住を取得された方であつて刑罰法令に関連して強制送還されました方の総数は九名でございます。四十万人近くおられる協定永住者の中で、七年以上の刑に処せられた方の数はかなりなものでございますけれども、現実に送還された者は九名ということでござります。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。それでは委員長、資料をお願いしておきたいと思いますが、七年以上の刑を受けた人でありましても必ずしも全員を強制退去させたのではない、いままでの間九名ほどしかおらぬ、こういうお話をありますまして、なるほど深い配慮を払つていらっしゃるのだなと思って安心しておるのであります。さへは、ちょっと話の種にもなりませんので、後で資料としてお知らせをいただきたいと思う次第ですから。

○木村委員長 資料出しますね。出しますそぞでございます。委員長よろしいでしょうか。

○岡田(正)委員 それからいま一つ申し上げたいと思いますが、強制退去をさせなければならぬのでは、ちゃんと話の種にもなりませんので、後で資料としてお知らせをいただきたいと思う次第でございます。

○木村委員長 資料出しますね。出しますそぞでございます。委員長よろしいでしょうか。

○岡田(正)委員 それからいま一つ申し上げたいと思いますが、強制退去をさせなければならぬのでは、ちゃんと話の種にもなりませんので、後で資料としてお知らせをいただきたいと思う次第でございます。

○木村委員長 資料出しますね。出しますそぞでございます。委員長よろしいでしょうか。

○岡田(正)委員 それから大臣にちょっとお尋ねしたいと思いますが、漏れ承るところによりますと、ラオスの華僑であるチャン・メイランという二十一歳になる女性がどうやらきょう正午ごろに、あと一時間ほどしたら仮放免になるのではないかというふうに聞いておるのであります。それは事実であるならば、七年以上の刑を得た人を、これを私が望んでおるのでありますよ、望ましいことではありませんけれども、七年以上の刑を与えた人はその刑を日本の国内で終わらして強制退去するのではなくて、その刑を言われたときから直ちに退去するという方がよほどすつきりしている。何か知らぬ、刑をおつとめをちゃんととして、おつとめをしてからその後、おい、おまえ、おつとめが済んだが出ていけよ、これは昔の江戸町奉行ではそれがあつたのですよ。江戸町奉行では牢送りの上所払いとする、こういうことになつておつたわけでありまして、何か変な制度だと思うのですが、その点いかが思われますか。

○小杉政府委員 これはわが国の基本的な法制その自体の問題であろうと思いますが、一定の刑事犯を犯して刑に服しておる方、これは外国人の場合はあります。刑期を終了した後国外追放なうのですが、その点いかが思われますか。

○岡田(正)委員 これは新聞にも取り上げられるほど大きな問題になったことであります。タイの旅券を持ってわが日本に入ってきて、今度は九十日になりましたけれどもいままでは六十日でありますので、二ヵ月間の期限が切れたというので逮捕されてしまつたのであります。それで、二ヵ月間の期限が切れたというので逮捕されてしまつたけれどもいままでは六十日でありますので、二ヵ月間の期限が切れたというので逮捕されてしまつたのであります。

○岡田(正)委員 この点、非常におかしい法務省が、三月二十八日からきょうという日にちを勘定してみますと、非常にスピード一な取り扱いをされたと私は非常に評価しているのです。決して責めておるのではないのであります。大変な評価をしているのです。もうかたいことで評判の法務省に似合わぬことをしたなど思うぐらい、実はさすが倉石さんが大臣になつたら違うなど感心しているのです。

○小杉政府委員 この方は、ラオス政变のために帰り行く先がない、というようなことを理由にいたしまして、法務大臣に対しまして現在在留特別許可を求めて異議の申し出をしておられるわけでござります。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。

</

ざいます。

ただ、いわゆる流民の問題全般にかかわってく
る方でございますけれども、そもそもインドシナ
の方の場合は第三国タイから正規の旅券を発給
されておる方でございます。正規の旅券を発給さ
れたということは、発給国の国民としてその保護
のものであるものであると認識するのが通常でござ
いまして、そのような方が不法滞留というよう
なことになつた場合には、旅券発給国すなわちタ
イに退去強制する、これが原則であろうかと思ひ
ます。

私どもも、一般に流民の対策の基本といたしま
しては、確かに過去においてインドシナ三国に生
活歴があつて、恐らく難民としてでございましょ
う、インドシナ三国を離れた。しかし、その後第
三国たとえば台湾でありますとかタイであると
か、そういうところに定住を認められまして、し
かもその当該国の政府から正規の旅券の発給を受
けた方、しかも観光査証によりまして日本にやつ
てくるというような場合には、もうすでにその方
の難民性といふものはないのだ、むしろ、ファー
ストアサイラムの原則というのがござりますが、
最初に定着を認められた国が保護するという原則
がござりますので、このケースの場合なども、本
当はタイが当然保護すべき筋合いで相なるわけで
ござります。しかしながら、本人のいろいろな事
情というものを総合判断いたしまして、具体的に
どのような措置をとるか慎重にいま現在検討して
おるという段階で、結論を申し上げられる段階で
はございません。

○岡田(正)委員 私は、結論的に言いましたら、
このチャン・メイランさんという方は難民扱いで
いいのではないか。
それで、いま難民条約に調印しておらぬわけで
すが、しかしながら、それと同じような考え方方
立つて日本に受け入れて、大臣の権限に任せられ
ております三年以内の特別在留許可ですね、これ
を速やかに与えてあげるべきだ、きょうの仮放免

というこの記念すべきときを期して、私は、その
くらいさばけた大臣の事務の執行があつてもいい
のではないかと思うのです。その点はいかが思わ
れますか。

○小杉政府委員 ただいま先生から御指摘の点等
も含めまして、本人の事情というものを詳細に総
合判断して、いかなる措置をとるか慎重に検討し
たいと思いますが、もちろん私どもといたしまし
ても人道的な配慮ということに重点を置いて行政
を行つておることは御存じのとおりでございま
す。

○岡田(正)委員 これはぜひひとつ大臣のお考え
を聞かしていただきたいと思うのですが、この特
別在留許可というものは大臣の権限となつております
す。

それで、いま局長さんからのお話も承つたので
あります。が、いろいろこの経過の説明を見ましても
も、ラオスの女性ではあります、それが戦
乱を逃れてタイへ行つた。タイで、とにかくそこ
へ滞在することを許されて、その旅券を正規に
もらつて日本へ観光ビザで来た。そのビザの期限
の六十日が切れて、十月四日ですかに逮捕された
という経緯をお持ちになる方でござりますけれど
も、これは法律的にしかめつ面しく言えば、いま
局長さんが前段おつしやいましたように、一番最
初に居住を許可された國すなわちタイ、そこへ送
還するのが適当であります。順当であります
ようけれども、こういう戦乱を逃れて逃げつて
おる人たちというのは、ともあれ生活の手段とし
て、何とかしてそこで安らかに生活できなかとい
う手段を探すためにありとあらゆる手を尽くして
実は走り回つておるわけでありまして、タイの方
で旅券を得たというのも、正規の旅券であるとい
えども、非常な悩みを持って、タイには長くはお
れないという判断で日本に来られたのではない
か。

それで、ビザの期限が切れれば逮捕されるとい
うことはわかつておりますが、日本におりたい
ということでお越しになつておる非常に氣の毒
な、いわゆる本当の難民でありますので、きょう
はお考えを持たれるか。いわゆる特別在留許可
というものを与えねばならぬなというふうに考
えます。この喜びの日に大臣は将来この女性に対しても
どうお答えをいたさうのであります。

な、いわゆる本当の難民でありますので、きょう
はお考えを持たれるか。いわゆる特別在留許可
というものを与えねばならぬなというふうに考
えます。この喜びの日に大臣は将来この女性に対しても
どうお答えをいたさうのであります。

○小杉政府委員 私ども出入国管理令を主管する
官庁といたしまして、外国人の出入国ということ
を考えます場合に、その者が持つておる旅券が正
規なものであるかないかというよろなことを一切
無視して、結果だけうまくやれというような御議
論になるような気がいたしましたけれども、これは
ま入管局長が申し上げましたように、あとう限り
人道的な立場に立つて考慮いたしたい、このよう
に考えております。

六

○岡田(正)委員 ありがとうございます。どう
やら明ることを期待してもよさそうに思われま
す。ただちょっと残念なのは、いま大臣の御答弁
の中で、ただいま調査中でありますのでとおっし
やいましたが、局長さんは調査が済んだので仮放
免することにしたのですと言つております。ちょ
とそこがあったのだと思いますが、こういうこ
とは議論いたしません、お互に大人ですから。
どうぞひとつ前向きに人道的な対処をしていただ
くよう強く要請を申し上げておきたいと思いま
す。

それから、常にこういういまチャン・メイラン
さんの問題が出てきましたように第三国で旅券を
手に入れて日本にやつてくる。難民にも私は三種
類あると思うのです。陸上を伝わつて逃げていく
ランドピープル、それから船に乗つて海にこぎ出
してくるボートピープル、それ以外にいま一つの
種類は飛行機に乗つてくるエアピープル、この三
つの種類があると思うのですよ。

それで、常に旅券が問題になるのはエアピープ
ルだと思います。これが真正の旅券かにせの旅
券かということが常に問題になつてくる。そこ
で、にせの旅券があるいは真正の旅券かといふこ
とを目に角を立てて論議するより前に、やはりそ
の人が本当にいわゆる圧迫を受けて逃げてきた人
であるかどうかということに重点を置いていただ
けで、お答えをいただきたいと思ひますことは、昨
年の三月二十六日参議院の予算委員会におきまし
て三原総務長官が、人類愛は民族を越え国境を越
えて、法律をも越えて、生きがための移動であ
ります。ここで、この不法滞留者の中でも難民として
取り扱いを受けるべき人たちがずいぶんおるの
です。ここで、この不法滞留者の中でも難民として
いることではないかというふうに考えるのです。
でも、いかがお答えをいただきたいと思ひますことは、昨
年三月二十六日参議院の予算委員会におきまし
て三原総務長官が、人類愛は民族を越え国境を越
えて、法律をも越えて、生きがための移動であ
ります。ここで、この不法滞留者の中でも難民として
いることではないかというふうに考えるのです。
これが大事だと思います。こういうことをおつし
やつておるのであります。さらに同日、同じこと
で園田国務大臣は、次の国会すなわちこの国会、
次の国会に批准をお願いしたいと思う、こういう

ことをおっしゃつておるのであります。さらに本年三月二十五日参議院の予算委員会におきまして大蔵現外務大臣が、関係省庁と意見を調整中であります。そこで、本日外務省からもお越しいただいておると思ひますので、この難民条約の批准の関係についていま一体どうなつてゐるのか、今後どうしようとしているのか、そういうことについてお答えいただきたいと思ひます。

○小西説明員 お答えいたします。

前外務大臣及び現外務大臣が発言しておりますとおり、外務省といたしましては、この条約の重

要性特にインドシナ難民の問題との関連もござい

ますので、できるだけ早期に批准する、国会の方

の承認を求めていたところで、昨年の夏ぐらい

から鏡意関係省庁との協議作業を進めてまい

ります。ただ若干一、二の問題で、これは実は

かなり大きい問題でございますが、それらの問題

につきまして必ずしも関係省庁間の意見の調整が

まだ終わっておりませんので、それが決着がつき

次第でござるだけ早く国会の方に提出したいとい

うふうに考えております。

○岡田(正)委員 重ねてお尋ねをいたしますが、

これは前外務大臣が次の国会すなわち今国会には

提出をしたいと思ひますという強い決意表明をな

さつておるわけでですから、どうやら今国会には出

てきそうにないということになると、前大臣の食

言であると言つてもいいのではないかと私は歎し

く思つておるのであります。

そこで、いま一、二の問題で詰めが行なわれてお

るところでござりますとおっしゃつておられます

が、次の国会に出てくると考へてよろしいのかど

うか、その点いま少し見通しのほどをお答えいた

だきたいと思ひます。

○小西説明員 私どもいたしましては、これは

物理的には確かに非常にむずかしいのですけれども、現在いまの国会に出すという目標をまだ捨て

てはおりませんし、それから仮にその一、二の問

題

についての調整でさらに時間を要するというこ

とで万一千九百四十一名ですか、それについてはいず

延ばすということはあり得ない。とにかくいまの

国際情勢その他からいたしまして、外務省として

これを早期に批准するという点についての意思是

全く変わっておりません。

○岡田(正)委員 大変頼もし御回答をいただきま

す。

それから、難民条約を批准した後国内法の関係

整備について一体どう考えていらっしゃるか、お

答えをいただきたいと思います。

○小杉政府委員 難民条約を批准いたしますと、

条約の規定を守らなければなりませんように、

厚生省とか労働省場合によつては文部省等々、國

内関係官庁が絡む事項がいろいろござりますの

で、それぞれの省庁において国内法の整備をおや

ります。

私ども法務省の関連と申しますか守備範囲に関

して申しますと、先ほどもちょっと申しました追

害のおそれの存在する国へは送還しないという規

定が、三十三条だったと思ひますがござりますけ

ども、いわゆるノンフルマンの原則といふも

のを出入国管理令上明文化する必要があるだろ

う。それから難民の在留に関連いたしまして、通

常の外国人から徵収しております手数料、この種

のものはやはり免除することが必要になりますよ

う。さらには退去強制事由、これも条約の中に明文

の規定がござります。それに即した一部の修正が

必要であろうというふうに考へておるわけでござ

ります。

○小杉政府委員 実は昨年の四月三日の閣議了解

に従いまして、これらのインドシナ政変前に入国

いたしました元留学生についても定住の実現に努

めるという決定がございまして、自來、百八十日

であります。もうすでに措置済みでござります。

ただ、現在一名だけ百八十日という人が残つて

おりますが、この方はたまたま、日本

に入国した後いわゆる不法滞留の状態になつてお

りますして、つい最近摘發されて在留特別許可を得

た、その結果として百八十日になつておる。そ

う非常に例外的なケースが一件ございますが、

残りの七百四十一名ですか、それについてはいず

れも一年ないしはそれ以上、中には三年あるいは

永住という方もおられるようでございます。

○岡田(正)委員 それでは、これは私の勘違いで

あります。あつたかもわかりませんが、私が聞いておる範囲

では、法務省におきましては特別在留許可を半年

ではなくて一年にもうすぐにしておりますよという

ことですけれども、実際に窓口において一年に

して、大変喜んでおるものであります。いままで日

本が国際世論で言うならば袋だたきに遭つてお

ります。

○岡田(正)委員 大変時間が超過いたしまして恐

縮であります。

あと一つだけお願ひしたいと思いますが、難民

条約を積極的に今国会へでも間に合わせて提出を

したいという力強い外務省の御意見を聞きまし

て、大変喜んでおるものであります。いままで日

本が國際世論で言うならば袋だたきに遭つてお

ります。

○小杉政府委員 「委員長退席、中村(靖)委員長代理着席」

とで万一千九百四十一名ですか、それについてはいず

る所管庁を決める必要がある。同時に、所管庁が

決まりましたら、その当該所管庁において認定手

続を進めるための法律を設定する必要があるであ

るうことでございます。

○岡田(正)委員 大変時間が超過いたしまして恐

縮であります。

あと一つだけお願ひしたいと思いますが、難民

条約を積極的に今国会へでも間に合わせて提出を

したいといふ力強い外務省の御意見を聞きまし

て、大変喜んでおるものであります。いままで日

本が國際世論で言うならば袋だたきに遭つてお

ります。

○小杉政府委員 「委員長退席、中村(靖)委員長代理着席」

とで万一千九百四十一名ですか、それについてはいず

る所管庁を決める必要がある。同時に、所管庁が

決まりましたら、その当該所管庁において認定手

続を進めるための法律を設定する必要があるであ

るうことでございます。

○岡田(正)委員 大変時間が超過いたしまして恐

縮であります。

あと一つだけお願ひしたいと思いますが、難民

条約を積極的に今国会へでも間に合わせて提出を

したいといふ力強い外務省の御意見を聞きまし

て、大変喜んでおるものであります。いままで日

本が國際世論で言うならば袋だたきに遭つてお

ります。

○小杉政府委員 「委員長退席、中村(靖)委員長代理着席」

とで万一千九百四十一名ですか、それについてはいず

る所管庁を決める必要がある。同時に、所管庁が

決まりましたら、その当該所管庁において認定手

續を進めるための法律を設定する必要があるであ

るうことでございます。

○岡田(正)委員 大変時間が超過いたしまして恐

縮であります。

あと一つだけお願ひしたいと思いますが、難民

条約を積極的に今国会へでも間に合わせて提出を

したいといふ力強い外務省の御意見を聞きまし

て、大変喜んでおるものであります。いままで日

本が國際世論で言うならば袋だたきに遭つてお

ります。

○小杉政府委員 「委員長退席、中村(靖)委員長代理着席」

とで万一千九百四十一名ですか、それについてはいず

る所管庁を決める必要がある。同時に、所管庁が

決まりましたら、その当該所管庁において認定手

續を進めるための法律を設定する必要があるであ

るうことでございます。

○岡田(正)委員 大変時間が超過いたしまして恐

縮であります。

あと一つだけお願ひしたいと思いますが、難民

条約を積極的に今国会へでも間に合わせて提出を

したいといふ力強い外務省の御意見を聞きまし

て、大変喜んでおるものであります。いままで日

本が國際世論で言うならば袋だたきに遭つてお

ります。

○小杉政府委員 「委員長退席、中村(靖)委員長代理着席」

とで万一千九百四十一名ですか、それについてはいず

る所管庁を決める必要がある。同時に、所管庁が

決まりましたら、その当該所管庁において認定手

續を進めるための法律を設定する必要があるであ

るうことでございます。

○岡田(正)委員 大変時間が超過いたしまして恐

縮であります。

あと一つだけお願ひしたいと思いますが、難民

条約を積極的に今国会へでも間に合わせて提出を

したいといふ力強い外務省の御意見を聞きまし

て、大変喜んでおるものであります。いままで日

本が國際世論で言うならば袋だたきに遭つてお

ります。

○小杉政府委員 「委員長退席、中村(靖)委員長代理着席」

とで万一千九百四十一名ですか、それについてはいず

る所管庁を決める必要がある。同時に、所管庁が

決まりましたら、その当該所管庁において認定手

續を進めるための法律を設定する必要があるであ

るうことでございます。

○岡田(正)委員 大変時間が超過いたしまして恐

縮であります。

あと一つだけお願ひしたいと思いますが、難民

条約を積極的に今国会へでも間に合わせて提出を

したいといふ力強い外務省の御意見を聞きまし

て、大変喜んでおるものであります。いままで日

本が國際世論で言うならば袋だたきに遭つてお

ります。

○小杉政府委員 「委員長退席、中村(靖)委員長代理着席」

とで万一千九百四十一名ですか、それについてはいず

る所管庁を決める必要がある。同時に、所管庁が

決まりましたら、その当該所管庁において認定手

續を進めるための法律を設定する必要があるであ

るうことでございます。

○岡田(正)委員 大変時間が超過いたしまして恐

縮であります。

あと一つだけお願ひしたいと思いますが、難民

条約を積極的に今国会へでも間に合わせて提出を

したいといふ力強い外務省の御意見を聞きまし

て、大変喜んでおるものであります。いままで日

本が國際世論で言うならば袋だたきに遭つてお

ります。

○小杉政府委員 「委員長退席、中村(靖)委員長代理着席」

とで万一千九百四十一名ですか、それについてはいず

る所管庁を決める必要がある。同時に、所管庁が

決まりましたら、その当該所管庁において認定手

續を進めるための法律を設定する必要があるであ

るうことでございます。

○岡田(正)委員 大変時間が超過いたしまして恐

縮であります。

あと一つだけお願ひしたいと思いますが、難民

条約を積極的に今国会へでも間に合わせて提出を

したいといふ力強い外務省の御意見を聞きまし

て、大変喜んでおるものであります。いままで日

本が國際世論で言うならば袋だたきに遭つてお

ります。

○小杉政府委員 「委員長退席、中村(靖)委員長代理着席」

とで万一千九百四十一名ですか、それについてはいず

る所管庁を決める必要がある。同時に、所管庁が

決まりましたら、その当該所管庁において認定手

續を進めるための法律を設定する必要があるであ

るうことでございます。

○岡田(正)委員 大変時間が超過いたしまして恐

縮であります。

あと一つだけお願ひしたいと思いますが、難民

条約を積極的に今国会へでも間に合わせて提出を

したいといふ力強い外務省の御意見を聞きまし

て、大変喜んでおるものであります。いままで日

本が國際世論で言うならば袋だたきに遭つてお

ります。

○小杉政府委員 「委員長退席、中村(靖)委員長代理着席」

とで万一千九百四十一名ですか、それについてはいず

る所管庁を決める必要がある。同時に、所管庁が

決まりましたら、その当該所管庁において認定手

續を進めるための法律を設定する必要があるであ

るうことでございます。

○岡田(正)委員 大変時間が超過いたしまして恐

縮であります。

あと一つだけお願ひしたいと思いますが、難民

条約を積極的に今国会へでも間に合わせて提出を

したいといふ力強い外務省の御意見を聞きまし

て、大変喜んでおるものであります。いままで日

本が國際世論で言うならば袋だたきに遭つてお

ります。

○小杉政府委員 「委員長退席、中村(靖)委員長代理着席」

とで万一千九百四十一名ですか、それについてはいず

る所管庁を決める必要がある。同時に、所管庁が

決まりましたら、その当該所管庁において

と、二つの側面でこの改正案を出されたようと思
いますが、そう考
えてよろしいですか。

○小杉政府委員 基本的には先生の御理解のとお
りでございます。

現行の外国人登録法は、実は制定後すでに三十
年を経過しておるわけでございまして、その間に
おける社会情勢の変化あるいは実務の運用実績等
にかんがみまして改正すべき点がいろいろ出てき
ておることは事実でございます。片や、その抜本
的な見直しという作業を日下進めておるところで
ありますけれども、今回の改正は、去る四十九年
行政監理委員会から許認可事務の改善方の答申が
ございまして、その答申にございました事項につ

○河野(洋)委員 私が聞いていることはちょっと
角度が違うので、行政的にその方がやりやすいか
ら変えるということに重点があるのか、日本に滞
在をおられる外国人の便利さ、あるいは外国人
の立場に立つてもう少し快適な日本滞在をして
もらいためにもこうする方がいいんだというところにウエートがあるのか、恐らく両方だとおっしゃるのでしょうかれども、私がいま申し上げた後
者の方にも配慮があると考えてよろしいか、こう
聞いておるのであります。

○小杉政府委員 ただいま先生が御指摘になられ
たその両面であるというふうなお答えにならうか
と思いますが、同時にまた後者の方にも重点があ
る、両面にわたって重点がございます。

○河野(洋)委員 日本の国際化といふものは
避けて通れない。むしろわれわれが思い切って進
めなければならぬ方向なんですから、もともとつ
と外国人特に日本に滞在をする外国人に対しても、
甘くしかるべきがんにやれということを言う
つもりはない、そんなつもりはないけれども、で
きるだけああいう人たちの立場に立った配慮とい
うものはどうしたって必要だらうと思うのです。
そこで、私は日本に滞在しておられる外国人の

方々が快適な日本生活を送っているかどうかとい
う観点を少し考えてみた。確かに表面上はきわめ
て快適な生活を送つていただいている、こう言え
りでございます。

現行の外国人登録法は、実は制定後すでに三十
年を経過しておるわけでございまして、その間に
おける社会情勢の変化あるいは実務の運用実績等
にかんがみまして改正すべき点がいろいろ出てき
ておることは事実でございます。片や、その抜本
的な見直しという作業を日下進めておるところで
ありますけれども、今回の改正は、去る四十九年
行政監理委員会から許認可事務の改善方の答申が
ございまして、その答申にございました事項につ

○河野(洋)委員 お答えいたしました。

現在のところ、私どもとしては関係各省の御協
力を得まして一生懸命進めておりますし、その成
果も上がっていると思います。そういう意味で政
府の姿勢は積極的であると言つて差し支えないと思
います。

○村角説明員 お答えいたしました。

現在のところ、私どもとしては関係各省の御協
力を得まして一生懸命進めておりますし、その成
果も上がっていると思います。そういう意味で政
府の姿勢は積極的であると言つて差し支えないと思
います。

○河野(洋)委員 積極的な姿勢をとつておられる
難民対策會議に一つ二つお伺いをしたいと思いま
す。

あなたがおっしゃるように、難民の方々がずい
ぶんたくさん日本におられる。その中で日本に定
住を希望しておられる方も少なくはない。そんな
に多いというふうには思えませんけれども、少な
くはない。その定住を希望している人たちが日本
にうまく溶け込んで日本にうまく生活の拠点を見
つけ出すということのために、もつともっと努力
をする必要があると思うのです。いまはまだそん
なところまでいかない。そこへ行く手前の段階で
村角さんは大変御苦労しておられると思うのです
が、しかし御苦労の成果も少しずつ実つてきて、
三十人、五十人、百人と定住希望者が出て定住し
つつある。しかけておる、そういうふうに私は聞
いておる。

私はまず最初に、その定住を希望している人そ
してその人たちをお世話をしている人にお目にか
けてみましたので、一つの例を申し上げたいと
思うのですが、せんたつて私はお世話をしている
人にお目にかかる機会がありましてお目にかかつ
て定住をしようということで一生懸命御本人も努
められておられる。御本人は努力をして、見たり聞
いたりしてみると非常にうまく溶け込みかけて
いる。溶け込んでいるんですが、問題も少なくな
い。

ちょっとと事実関係を申し上げますと、現在鹿児
島市の下荒田というところにおられる元ベトナム
軍の陸軍中尉だつたブイ・ゴック・ヅウクという
人なんですが、男の方です。息子さんを一人連れ
て、もう一人はおじさん、三人で日本に定住を
しようとしている。このブイ・ゴック・ヅウクと
いう人は昨年の九月ごろボートビーブルで東シナ
海を漂流中に外国船に救助され、そして日本へ
来た。命からがら日本に来て、運がいいんでしょ
う、定住できるようになってきた。幸せと言えば
それは大変な幸せだけれども、よく話を聞いてみ
ると、奥さんもいればまだ子供もいる。その
奥さんや子供さんはいまベトナムに残してきた。
家族みんなで船に乗つたら全滅するかもしらぬ、
自分たちだけがまず行つて、助かれば必ず呼び寄
せて助かつて日本に定住の地を見つけた。

このブイ・ゴック・ヅウクさんがベトナムに残
してきた奥さんや子供を引き取るべく一生懸命働
いてお金をためる、あるいは自分の定住の場所を
築きつづける。築きつづあるその計画は、周辺の
日本人の好意でうまく行きかけている。ただ彼の
心配は、果たして奥さんと子供を呼ぶことができ
るだらうかどうかということにかかる
るわけですね。無責任な人は、まあ少し金をため
て送つて、三百万か何百万かためればボートに乗
れるからまた海へ飛び出せばいいじゃないかとい
う乱暴な知恵をつける人もなくはないそうですが
れども、そうではなくて、せつからく自分が日本に
すが合意されたのは御指摘のとおりでございま
す。

ところで、御指摘のように昨年非常に大量の難
民が発生しまして、これに對してUNHCR及び
各国がベトナムに對して無秩序かつ大量な難民の
流出というのをとめるようにと働きかけ、UNH
CRとベトナム政府との間で合法的手続による出
国方法というのがござりますけれども、ベトナム本国
にいる人というのはこの場合適用になつてない
わけでございます。

そこで、これは実は多數国間協定のようになつて、それに対しして各國が参加するというのではなくて、あくまでベトナムとUNHCRとの取り決めでございます。ところが今度は、それでは具体的なケースとして、たとえばベトナムから日本に行きたいあるいは米国へ行きたいといった場合に、今度は関係国の受け入れ体制というものが問題になるわけでございます。欧米諸国的一部におきましては、その七項目の取り決めでは主として近親再会といふのですか、ファミリーユニオンという文言についておりますが、それの具体的方法について手続を決め、あるいは先方のベトナム側と話をしているのは、ごくごく限られた一部でございますが事実でございます。

わが国としても、結局そういう体制になつて、

いま御指摘のような具体的なケースが出てきた場合

にやはり道をつけておかなければならぬという

ことで、目下事務的に関係各省とお話をしている

段階でございます。できるだけ早い機会にそういう

道をつくるよういたしたいと思います。

○河野(洋)委員 先ほどから再三議論になつてい

るようだ、やはり人道的な見地からできる限りの

努力をしていただきたい。

どうも政府の御答弁を伺いますと、日本に定住を希望する人が余りいないとか、一時的に日本を足場にしているだけで、みんなアメリカへ行きましたがっています、イギリスへ行きましたがっていいます、シンガポールへ行きましたがつています、どこへ行きましたがつっていますなんという話で、だから日本は余りいのではありませんよ、何となく厄介なお荷物が余り来てほしくないという感じが私は非常に感ぜられるわけですねけれども、そうではないので、日本との国際的な責務ということを考えれば、日本どもはこの責務を負うべきであるから、日本への定住者が余り多くはないけれども、日本に来てみたらやはりこれが一番いいという国にしなければいけないということを考えれば、いま私が申し上

げたブライ・ゴック・ヴァウクさんという人の家族呼んでお預けになります。ところが今度は、それでは具体的な問題になるわけでございます。欧米諸国的一部におきましては、その七項目の取り決めでは主として近親再会といふのですか、ファミリーユニオンという文言についておりますが、それの具体的方法について手続を決め、あるいは先方のベトナム側と話をしているのは、ごくごく限られた一部でございますが事実でございます。

わが国としても、結局そういう体制になつて、いま御指摘のような具体的なケースが出てきた場合にやはり道をつけておかなければならぬという

ことで、目下事務的に関係各省とお話をしている

段階でございます。できるだけ早い機会にそういう

道をつくるよういたしたいと思います。

○河野(洋)委員 先ほどから再三議論になつてい

るようだ、やはり人道的な見地からできる限りの

努力をしていただきたい。

どうも政府の御答弁を伺いますと、日本に定住を希望する人が余りいないとか、一時的に日本を足場にしているだけで、みんなアメリカへ行きましたがっています、イギリスへ行きましたがっていいます、シンガポールへ行きましたがつています、どこへ行きましたがつっていますなんという話で、だから日本は余りいのではありませんよ、何となく厄介なお荷物が余り来てほしくないという感じが私は非常に感ぜられるわけですねけれども、そうではないので、日本との国際的な責務ということを考えれば、日本どもはこの責務を負うべきであるから、日本への定住者が余り多くはないけれども、日本に来てみたらやはりこれが一番いいという国にしなければいけないということを考えれば、いま私が申し上

び寄せはぜひひ親身になつてやつてあげてほしい。

これは具体的個別的な問題ですから、申請をする

なりお願いに行くように、お世話している方々に

も私は後ほど伝えますが、これは普遍的に考えて

も、もつとそういう道を開いておくということを

ぜひ積極的にやつていただきたいと思うのです。

さてそこで、私はいま一つの例を申し上げまし

たけれども、先ほど来から議論がありますよう

に、日本の国内にもうすでに来てしまっている難

民の問題と、それから日本から難民を救いに出かけなければいかぬ、視察団を出すとか医療班を出

すとか何をするとかいうことと、二つ問題があり

ますね。特にいま話題になるのは、視察団を出

し、医療班を出し、井戸掘りを出し、何を出し

ますか。

○村角説明員 日本に滞在しているインドシナ難

民と申しましても実はいろいろカテゴリがござ

いまして、まず、すでに日本に定住を許可されて

定住をしている、あるいは、実はこれはまだ御

説明申し上げておりますが、政府が定住促進事

業を委託しておりますアシア福祉教育財団、そこ

の運営する、これは兵庫県の姫路と神奈川県の大

和市にございますが、定住促進センターにて現

在日本語を勉強している難民、この一つのカテゴリーがございます。

それから次のカテゴリーいたしまして、いわゆるボートピープルといいますか、海上で救助されまして日本に連れてきて、日本全国に二十幾つかの一時収容施設がございますがそこにいる難民、これらの方々の中には先ほど先生御指摘の、その間に土地の人の庇護を受けて日本に定住を希望された方もおられますし、あるいはまだ日本に定住を希望されず米国その他に行くことを希望して待っているという方もおられます。で、先ほど御指摘ございましたが、こういう方々に対して、日本に定住した場合にどういうことになるかあることはたとえば日本語を教えるとか職業紹介するとか、こういう便宜を計りますよ、事実あるのでござりますから、それを徹底させまして、こういふ方々が安心して日本に住む道を選ぶ、こういう努力は私どもの方でいたしておるわけでござります。

次に、先ほど小杉局長からすでにお話のありました例の旧政権のパスポートを持って日本におつた留学生につきましては、昨年四月の閣議了解で定住化を図る、こういうことになつております。

ただし第三国旅券を持って入られた方につきま

しては、実はインドシナ難民対策連絡調整会議の

土俵に乗つていないと申しますが、いま法務省の

うすでに日本に来てしまって、來ているうちに政

権が変わってしまった、帰れない、そのまま日本に滞留しているといいますか踏みとどまつている

方々に対する配慮、救いの手は、どうなつていま

すか。

○河野(洋)委員 入管局長にちょっと伺います

が、先ほどあなたが発言をされた流民、こういう

おっしゃったので、恐らくそういう言葉が政府の

中で使われているのだろうと思いませんから、とり

あえずいまそり言いますが、その実態というの

は非常に抵抗を感じますけれども、あなたがそろ

おっしゃったマリア・テレサさんですかのせりふの中に

も、テレサさんのところにも難民問題をお手伝い

しましようなど各国からいろいろな人の話がある、

しかし考えてみれば、あなたの仕事を手伝いまし

ょうと言ふ前に、自分自身の国、自分自身の住ん

でいる町に難民がいたら、貧しい人がいたら、そ

れを助ける、それをやらずに海の向こうまで手を

伸ばして何ができるかと彼女は言っていますよ。

日本語を勉強している難民、この一つのカテゴリーがございます。

それから次のカテゴリーいたしまして、いわゆるボートピープルといいますか、海上で救助されまして日本に連れてきて、日本全国に二十幾つかの一時収容施設がございますがそこにいる難民、これらの方々の中には先ほど先生御指摘の、その間に土地の人の庇護を受けて日本に定住を希望された方もおられますし、あるいはまだ日本に定住を希望されず米国その他に行くことを希望して待っているという方もおられます。で、先ほど御指摘ございましたが、こういう方々に対して、日本に定住した場合にどういうことになるかあることはたとえば日本語を教えるとか職業紹介するとか、こういう便宜を計りますよ、事実あるのでござりますから、それを徹底させまして、こういふ方々が安心して日本に住む道を選ぶ、こういう努力は私どもの方でいたしておるわけでござります。

ただ、その流民が一体どのぐらいいるかという

のは、先生もいま御指摘のように総数を官側で把

握できる体制になつております。ただ一応の私

どもの推定でござりますけれども、約二百名ぐら

いおられるのではないかというふうに考えて

おられます。

現在まで私どもが現実に把握した数は

総数で二十六名ございますが、恐らくこの約二百

名のうちの一割ぐらいを把握しているにすぎない

というふうに考えております。

○河野(洋)委員 その数字はちょっと違います

せんか。私は文部省でちょっと調べましたけれども、文部省というお役所が公式に発表しておられ

る五十四年四月の時点でも、たとえばベトナムの

留学生は百三十三人、カンボジア十二人、その他

ラオス何人何人と、ざつと計算しても留学生だけ

でも三百人ぐらいありますよ。さつきのお話で

もう大学を卒業してしまって、つまり留学生

ではなくなつているけれども、元留学生の数を入

方で御判断をしていただいている次第でございま

す。

れるとそれは三百や三百という数ではないのじやありませんか。

○小杉政府委員 ここで流民という言葉を使うのが適當かどうか知りませんけれども、いま先生御指摘になりました元留学生、これはすでに定住を認められた方たちでございまして、この二百名と言つたのは梓外でございます。この学生、元留学等の給数でございますが約七百五十名でござります。

○河野(洋)委員 卒業した人は定住を認められているからこれは流民ではない、そういう御判断でございますか。私は、そこは少し違うというふうに思つてゐるのです。

これは定住しているんだから流民ではなくて余り配慮は要らない、もしさういう意味だとすれば、そうではなくて、その人たちに対する配慮はまだ必要ではないか、いろいろな心配りをされないと、この人たちは日本の国内で、定住していかないよという許可は与えけれども、実際問題として定住できるかどうかということになると問題があるなど実は私は思うのです。

話があちこちになりますが、もう少し詰めておきたいと思いますが、いま入管局長がおっしゃる難民と流民、難民的とおっしゃった、その方がまだいいかもわからないけれども、難民と流民といひ分け方は私大変気になるのです。これはさつきから話題になつてゐる国連難民条約というのがありますか、どうやって仕分けしますか。

○小杉政府委員 ここで一つはつきりさせておかないと議論が混乱すると思うのでございますが、私どもがいわゆる流民と称してとらえておりますのは、インドシナ三国に過去において生活歴があつた方で、その後ベトナムないしはインドシナ三国を脱出して第三国に定着する、その第三国で正規の旅券たとえば台湾旅券であるとかあるいはタイ国の旅券であるとかあるいは香港の旅行文書

というようなものを持つて日本に観光客としてあらわれて、観光客としてあらわれた後不法滞留してしまった、それでいま潜在しておる人間、それ

を流民と称しておるわけでございます。入管令上で申しますれば、入管令に違反して不法滞留をしている第三国の旅券を持った方々、これを流民と称しておるわけでございます。

○河野(洋)委員 これは私は余りしゃくし定規な議論はしませんけれども、難民条約による難民の定義というのは、人種、宗教、国籍、特定社会団体構成員あるいは政治的意見のゆえに迫害を受けているという根拠のある恐怖のために国籍国外にあって、かつ国籍国保護を受けることができない者あるいはこうした恐怖のために国籍国保護を受ける意思を持たない者を難民と言つて、こう難民条約は規定していますね。

そういう規定の仕方から言うと、いまの、確かに第三国に行つてバスボートを手に入れた、手に入れたけれども、そのバスボートを手に入れたことによつて十分その國の保護を受けられるかあるいは受けける意思を持っているかと言へば、そうでもないのじゃありませんか。バスボートを手にしきつを非常に慎重にやらなければいけぬ、こういふことを法務大臣がお持ちなんですから、法務省はもうお気持ちであるうと思ひますが、そういう気持ちを世界は見ているわけです。そういうときにはしっかりとこの難民問題に前向きに取り組んでほしいと思うのです。

村角さんのところは各省の調整をなさつておられる。これは厚生省もあれば文部省もあれば労働省もあれば、全く各省との調整をしておられるのでは、それはさつき御本人がおっしゃつたように、これから入つてくる人たち、そういうものに対する対応というのがメーンの仕事になるわけで、先ほどから申し上げているように、もうすでに日本の国内のあちこちに、帰る国、自分の国籍国に保護を求めることができない、さまざま政治理的な圧迫とかその他の大きな事態の変化で、母国にみずから身分の保障を求められない、そういう込食い違いにあるといふことは、難民条約がなかなか国会に出思つてゐるのであります。

あえてここでこんなことを言うことは、難民条約の批准承認その他にプラスになるかどうかわからぬけれども、これはある雑誌に載つた原稿を拝見をしまして、難民条約がなかなか国会に出せない大きな問題は外務省と厚生省の間の意見の食い違いにあるといふのが雑誌に出ていますね。国民年金制度、こういふものを難民に適用できるわけがないじゃないか、これは雑誌が書いたんでから、せりふは多少そんな亂暴なせりふでないかもしませんけれども。まあいろいろな議論があることはわかります。あることはわかりますけ

な判断というものが必要だということを私は申し上げたかったのです。

私は法務大臣伺いますが、法務大臣も重要な役の一として、日本の国際的貢献、日本が置かれている国際社会における責任を果たすということを考え、難民問題には積極的に取り組むといふのはこれは当然だというふうにお考えだと思いま

ますが、いかがですか。

○倉石国務大臣 御指摘のように、とにかくいま大変な激動しておる世界情勢の中で、難民問題と難民問題とは重要な問題であると自覚しております。

○河野(洋)委員 難民問題は重要だという御理解は、難民問題というのは余り簡単に扱つてはいかない。こういう問題は日本という国にとりましてもきわめて重要な問題であると自覚しております。

そういう規定の仕方から言うと、いまの、確かに第三国に行つてバスボートを手に入れた、手に入れたけれども、そのバスボートを手に入れたことによつて十分その國の保護を受けられるかあるいは受けける意思を持っているかと言へば、そうでもないのじゃありませんか。バスボートを手にしきつを非常に慎重にやらなければいけぬ、こういふことを法務大臣がお持ちなんですから、法務省はもうお気持ちであるうと思ひますが、そういう気持ちを世界は見ているわけです。そういうときにはしっかりとこの難民問題に前向きに取り組んでほしいと思うのです。

村角さんのところは各省の調整をなさつておられる。これは厚生省もあれば文部省もあれば労働省もあれば、全く各省との調整をしておられるのでは、それはさつき御本人がおっしゃつたように、これから入つてくる人たち、そういうものに対する対応というのがメーンの仕事になるわけで、先ほどから申し上げているように、もうすでに日本の国内のあちこちに、帰る国、自分の国籍国に保護を求めることができない、さまざま政治理的な圧迫とかその他の大きな事態の変化で、母国にみずから身分の保障を求められない、そういう込食い違いにあるといふことは、難民条約がなかなか国会に出思つてゐるのであります。

あえてここでこんなことを言うことは、難民条約の批准承認その他にプラスになるかどうかわからぬけれども、これはある雑誌に載つた原稿を拝見をしまして、難民条約がなかなか国会に出せない大きな問題は外務省と厚生省の間の意見の食い違いにあるといふのが雑誌に出ていますね。国民年金制度、こういふものを難民に適用できるわけがないじゃないか、これは雑誌が書いたんでから、せりふは多少そんな乱暴なせりふでないかもしませんけれども。まあいろいろな議論があることはわかります。あることはわかりますけ

る数字とは相当に違う、ある意味で恐怖におののきながら、とても心を痛めながら、このどこかの町に身をひそめている人たちにもっと配慮する必要があるんじやありませんか。しかも、それは法的にお役所仕事がなるべく簡便になりますよう

だけだ單にお役所仕事がなるべく簡便になりますようだ。そういう人たちにも、もつと安心して日本に滞在できるような法的措置も考

えが必要があるんじやないか。外国人登録法でたどり出せ外国人登録法の改正をやるなら、そういう人たちに対する思いやりとか配慮とか、そういうものもこの中に心を入れる必要があつたんじやないかというふうに私は思うのです。

私は、先ほど外務省ですか大変威勢のいい、難民条約やりました、こうおっしゃられたその意気を非常に評価します。ぜひ難民条約は今国会に提出をしてほしいと私も切望します。これはやはり日本の立場といふものは、国内のお役所のメンツ争いとかなわ張り争いで各國が次々と批准承認しておるこの難民条約を放置すべきでない。同時に、鎖国の歴史を持ちあるいは海洋国家として外国との行き来が非常に少ない日本の國に、この難民条約を思い切つて批准していくことが本当の日本の國の国際化といふものになる、日本の國の国際化の条件の一つじゃないかというふうに私は思つてゐるのであります。

あえてここでこんなことを言うことは、難民条約の批准承認その他にプラスになるかどうかわからぬけれども、これはある雑誌に載つた原稿を拝見をしまして、難民条約がなかなか国会に出せない大きな問題は外務省と厚生省の間の意見の食い違いにあるといふのが雑誌に出ていますね。国民年金制度、こういふものを難民に適用できるわけがないじゃないか、これは雑誌が書いたんでから、せりふは多少そんな乱暴なせりふでないかもしませんけれども。まあいろいろな議論があることはわかります。あることはわかりますけ

れども、いまむしるこの難民条約を議論するときに初めて——たとえば長期にわたって日本に住み税金を納め、まじめに働いている韓国人の人あるいは北朝鮮に故郷を持つ人たち、台湾の人たち、本人の意図でなくして、かつて日本の国の強い意図で日本に連れてこられ、長い間日本に住み税金を納めている、こういう人たちにも国民年金がうまくいかない、あるいは生活保護、これも半数以下だ、児童手当は二十分の一の市町村でしか支給されてない、こういう外国人に対する扱いですね。こういうものを政府は逃げてしまつて、国籍の権力を外すかどうかは実際には市町村の裁量に任しているのですから、こう言うけれども、難民条約問題を一つの大きなきっかけにして、こういう人たちに対する政府の対応、日本の国の対応というものをもう一回見直す必要がある。これは日本の国に対する大きなきっかけにして、こういう人たとくことを私はあえて申し上げたかった。

私は、きょうは本当は厚生省の方にもおいでをいたただこうかなという少し不遜な気持ちも持ちましたけれども、これはどうも法務委員会ではいさか行き過ぎであろうと思つて、そこまではお願ひをしませんでしたけれども、私は、日本の国に入管の役目を重視して重大、よくわかります。そうして、入管がルーズであったら何が入ってくるかわからぬ、病気の心配もある、何の心配もある、だからこそおれが悪役になつて、入管はおれががんばつてという肩に力を入れておやりになる気持ちもわかります。また、それがわれわれの日常生活のある意味で安心感になつていていたから、それはよくわかるけれども、しかしもうすでに日本において、日本に来ている間に本国にデーターが起つた、政変が起つた、何が起つた、帰れない、そういう人たちに対する思いやりですというだけではなくて、もう少し配慮が必要じやないか。これは、私は別に法務省だけを責めるつもりはありません。難民対策会議にもこういう気持ちを持った人はたくさんいるということ

をぜひ理解してほしい。だから、海外に手を伸ばして医療団派遣も大事です。視察に行くことも大事でしよう。しかし、国内の問題を片づけるといふことにもっとお役所がみんなで目を開いてほしいということを私は切望いたします。

さつき議論があつたチヤン・メイランさんの話も、裁判所がしゃくし定規に裁量すればああいう判決になるのでしょう。しかし一年間の執行猶予、この二年間の執行猶予の期間を彼女がまじめに過ごすということをじつと見てあげていただきたいですね。そしてやはり日本の国に、つまり帰れる環境を知らないそういう人たちがうまく住みついて、本当に実りある人生が送れるようにしてあげることがお役所仕事として大事じゃありませんか。法律が大事じゃなくて人命が大事だし人道が大事だということは、これは恐らく法務省といえどもそこは否定はなさらぬと思うのです、いかに法の番人といえども、大事なことは法じゃなくして人間の命なんですから、そういうものはぜひひとつお考えをいただきたい。

いろいろ申しましたけれども、この外国人登録法の一部改正はそれでも一步前進、私はこう考えますが、願わくはいま申し上げたようなことを頭に入れて、法改正でなければできないといいうなら法改正ができるだけ急いでやってほしい。いやをいただきたい。それは何も何百万ドルを持って超一流のホテルに泊まる外国人あるいは日本で隆盛と商売をする外国人ではなくて、もっと本当にひつそり町の片すみに身をひそめている外国人にとって、私は質問を終わります。

○横山委員長 横山利秋君。
安調査庁に対しまして質問をいたしました。

質問の趣旨は、調査指定団体としていまなお朝鮮総連並びに日本共産党がなつておるということ

は、は実情にそぐわない、かたがた法務行政の改革という意味もあって、予算、人員の縮減も必要なところに行うべきである、こういう主張をいたしましたところ、公安調査庁は、かつては国会で調査指

定団体という内容、対象の団体の説明をいたしましたが、これからはいたしません。御勘弁ください、引き続きやっておることはやつておる、こういう不遜なお話をございましたので、委員長にお願いして理事会で御討議をいただき、さらに公安調査庁として答弁を重ねて要望をいたしました次第でございます。その結果を御報告願います。

○西本政府委員 公安調査対象団体の名稱の公表に関しまして、昨日の横山委員の御質問に対する私の答弁の内容をさらに補足して申し上げたいと思います。

従来、国会の答弁の際に調査対象団体の指定といた、国家行政組織法に基づきます行政機関の長の頭に入れて、法改正でなければできないといいうな

いう言葉は法律、政令、省令などにおいて制度として定められたものではないわけであります。ただ、国家行政組織法に基づきます行政機関の長の権限として、そのときどきの公安情勢や特定の団体の活動の実績から防犯法第四条、第五条、第七条に該当する幾つかの団体のうち、特に注意して調査すべきものとして指定することはあります。

ございます。過去におきました、その団体名を国会で公表したことはございますが、従来の国会答弁の経過に照らしても、たびたび団体の名称、数字などが変わつてきているわけでござります。

(一) 外国人登録証明書の切替期間の伸長
(二) 指紋押捺制度の簡素・合理化
(三) 最近における出国者の激増にかんがみ、法改正を含む入管行政機関の根本的改革

このように、時々刻々変転する情勢並びに団体の組織、構成、性格の変化に応じて調査の重点を指向する対象団体は変化しておりまして、その都度これに即応して調査の重点を移動させるような事情でありますので、対象団体名の公表は差し控えさせていただきたいという趣旨に補足させていただきます。

○横山委員長 以上です。

○木村委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

まずけれども、時間の関係上また別途に譲りたいと思います。

さて、本法案につきまして各党からさまざま

角度で質問がございました。これを理事会におきまして集約をいたしまして、別紙これから読み上げますような趣旨について意見の一致を見たわけ

であります。

本件につきましては、本来附帯決議とすべき性

格のものでございましたが、時間の関係で私からこれを最終的に政府にたどすという形態をとりましたから、政府においては、これが事実上附帯決議、理事会の総意として受け取り願いまして御返事を願いたいと思うのであります。本法に関する質疑答の中で集約されました私ども与野党を含んでの意見でございます。

一、外国人登録法の罰則については、違反の態様に応じて輕減化することを検討すること。

二、「職業」及び「勤務所又は事務所の名称及び所在地」の変更登録申請については、行政監理委員会の勧告の趣旨に沿つて措置でできるかどうかを検討すること。

三、外国人登録証明書の携帯・呈示義務者の最

低年齢の引き上げを検討すること。

四、再交付・引替交付の際に確認義務を課する

○木村委員長 これより討論に入るのあります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木村委員長 午後一時から委員会を再開する
ととし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時四分開議
○木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。
内閣提出、国際捜査共助法案を議題といたしま
す。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。山崎武三郎君。

○山崎(武)委員 今回提案された国際捜査共助法
はどのような目的を持つものか、また、この法律
を制定することにより国内的及び国際的にどのよ
うな効果が期待されるのか、まずお伺いします。

○前田(宏)政府委員 本法案の目的あるいは効果
でございますが、昨日の本法案の提案理由説明で
も大臣から申し上げましたように、最近いわゆる
国際交流が活発化するに伴いまして国際間を舞台

とする各種の犯罪が多発する傾向にあるわけでござります。

そこで、その強力な防止対策の確立というものが強く要請されているところでございますが、現在わが国の法制といたしましては、いわゆる司法共助、裁判所間の共助でござりますけれども、それがござります。また、いわゆる逃亡犯の引渡しに関しまして逃亡犯人引渡法が制定されておるわけでございまして、こういう分野におきましても十分な協力を実現することに相なつておられますけれども、検査段階につきましてはいわば國内法が整備されていないという現状にあるわけ

でございます。

そこで、今回お願いしております法律案によりまして検査段階における共助的な法制度を整備する、これによりまして、いま申し上げましたような犯罪の国際化というものに対処し、外国に対しても十分な協力を実現することにしたい、こういうことでございます。したがいまして、当面この法案は外国から要請があった場合に国内でそれに対応する措置をとることでござりますけれども、反面、いま申し上げましたような事情にございますので、わが国の方から外国に対して同様なことを要請することも考え方の一つでございます。その場合に、やはり外国から要請がありまして、場合には國內法が整備されているということがございませんと、外国にもお願いがしにくいというようなことに相なるわけでござります。

○木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。
内閣提出、国際捜査共助法案を議題といたしま
す。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。山崎武三郎君。

○山崎(武)委員 今回提案された国際捜査共助法
はどのような目的を持つものか、また、この法律
を制定することにより国内的及び国際的にどのよ
うな効果が期待されるのか、まずお伺いします。

○前田(宏)政府委員 本法案の目的あるいは効果
でございますが、昨日の本法案の提案理由説明で
も大臣から申し上げましたように、最近いわゆる
国際交流が活発化するに伴いまして国際間を舞台

と思われますが、このような場合、どのようにして、どの程度の協力を実行していたのかお伺いします。

○前田(宏)政府委員 いまお尋ねのように、いろいろと外國から協力要請があつたことも事実でござります。しかしながら申しましたように、外國から要請があつた場合にこれに対応するための国内法がなかつたわけでございます。したがいまして、これまで現行法の許される範囲内にお

いて個々の事案ごとに、たとえば関係者の自発的な御協力を願いたしまして、外国から依頼のあった事項を調査して回答するというようなことで過ごしてきたわけでございます。

○山崎(武)委員 近年における国際交流の活性化に伴い、犯罪の国際化は世界的傾向であると思われます。諸外国においても検査共助の体制の整備とその積極的な運用を行っているものと思われます、その実情についてお伺いいたします。

○前田(宏)政府委員 ただいま御指摘のよろくな実情にあることは私どもも承知しているわけでございまして、今回この法案を立案するにつきましては、いろいろと諸外国のこともそれなりに調べたわけでございます。

アメリカあるいはヨーロッパ諸国等のいわゆる先進主要国と申しますがそういう国におきましては、いずれも何らかのこの関係の法律制度を持つておりますが、この法律第二条第一号の政治犯罪について法務当局はどのような考え方を持っているか、お伺いします。

○前田(宏)政府委員 いわゆる政治犯罪につきましては、ただいま御指摘のように、逃亡犯人引渡しあるいは検査・司法共助の関係の法制度における御指摘のありましたように、政治犯罪という概念は必ずしも明確でないようであります。この法律第二条第一号の政治犯罪について法務当局はどのような考え方を持っているか、お伺いします。

ただ、基本的に考えますと、内乱罪のように、その国的基本的な政治秩序を直接破壊する行為、それ自体がまた犯罪としてとらえられているもの、そういうものが政治犯罪だということについては異論がないようでございます。そういう犯罪につきましては、国内法の罰則の面におきましては、今回お願いしておりますこの法案とほとんども懲役刑ということではなくて禁錮刑をもつて臨むということもなつていいようでございます。

ただ一面、いま申しましたように、その国の政治秩序を直接破壊する行為と考えられますので、ハイジャックとかその他のいろいろなテロ行為、こ

ういうものにつきましては、たとえその犯人が主観的に國の秩序を基本的に破壊することを企てていたといたしましても、外面向にあらわれた行為が殺人であるとか強盗であるとか恐喝であるとかいう行為であります場合には、これを通常の刑事犯罪として考え、いわゆる政治犯罪としてはとらえられないというのがまた大方の理解のようになつております。

○山崎(武)委員 この法律は、共助を求められた犯罪が政治犯罪である場合等一定の絶対的制限事由がある場合は、第五条において法務大臣が共助の要請に応することが相当であると認めるときは共助を行うこととし、法務大臣の裁量によりだねております。しかしながら、強制処分を含めて共助を行うにはわが國の国民に重大な権利侵害をも与えることがありますので、法務大臣の裁量権の健全な運用が必要と思われますが、法務当局としてはどのような場合に共助を行うのが相当でないと判断するのか、お伺いいたします。

○前田(宏)政府委員 この法律案におきましては、ただいまも御指摘をいたしましたように、政治犯罪である場合その他一特定の場合にはこれを絶対的な拒否事由と申しますか制限事由というふうに挙げておりますが、いま御指摘のように、第五条におきまして法務大臣が相当でないというときには共助を行わない、つまり相当であると認めたときに共助を行う、こういうふうにしておりましたので、法務大臣の裁量ということになるわけでございます。

そこで、いまも御指摘がございましたように、強制処分も場合によつては行うといふ立て方になつておりますので、そのことによつてわが國の国民に重大な権利侵害を与えることになつてはいけないわけでございます。したがいまして、そういう点を具体的に言えば、たとえば証拠物を提供することによってその所持者等の権利者に回復困難な損害を与えるおそれがあるような場合、これは、いま申しました第五条の規定を適正に運用いたしております。

たしまして措置をして拒むことにしようというのがこの考え方でございます。

なお、そのほかに相当でないということで共助しない場合といたしましては、たとえば特定の国との間の友好関係に悪い影響を与えるようなおそれがあるとか、あるいはその外国の罰則が日本の罰則の上で処罰し得るようなものを定めておりましても、その法定刑がわが國のそれに比べて非常に過酷であると認められるような場合とか、また面が違いますけれども、要請に応じて共助を行うことがわが國で捜査中の事件に支障を生ずるような場合も、たとえば相当でない場合の一つに当たるかと考えております。

○山崎(武)委員 警察庁にお伺いしますが、国際刑事警察機構いわゆるICPOが国際的な犯罪の防遏に重要な役割を果たしていると聞いておりますが、このICPOがどのようなものであるのか、また現にどのような活動をしているのか、お伺いいたします。

○谷口説明員 国際刑事警察機構いわゆるICPOについてでございますけれども、この機構は、昭和三十一年に設立された国際刑事警察委員会を改組いたしました昭和三十二年に設立いたしました各国の国際組織でござります。この機構は総会、執行委員会、事務局、国家中央事務局から構成されておりまして、イギリス、アメリカ、フランスを始めとして百一十六カ国のが加盟しております。本部はパリに置かれております。

その活動でございますけれども、国際連合と特別協定を締結いたしまして、国際犯罪の防止に積極的に協力しているほか、国際通貨偽造防止会議を開催するなど広範な活動を展開しております。されどこの交換の方式につきましては大半が、加盟各國の国家中央事務局を結んでおります無線通信網がありますけれども、それによつて行なわれているということでございます。このほかに逃亡犯人やあるいは贋品の国際手配、こういったことも行われております。これら情報交換の総数でございますけれども、年間三十五万件にも及んでいるということです。各國の国際犯罪の捜査の推進に大きく貢献していると思うわけでございます。

わが國におきましても、近年御案内とのおり国際交流の活発化に伴いまして犯罪の国際化傾向が一層強まってきておりますと、昭和五十四年中の状況を十年前と比較いたしてみますと、国内におきます外国人の犯罪でございますけれども、四百三人でございまして五〇%の増というふうな数字で申し上げますと、昭和五十四年になっております。また、海外において犯罪を犯して検挙された日本人の数は連絡を受けたものだけでも百七十七人で、六倍にも上っているということでございます。また、国内で犯罪を犯しまして国外に逃亡中の被疑者が約百名にも及ぶと推定されておるところでございます。

こういった犯罪の国際化に伴いまして、国際犯罪捜査のための国際協力がいよいよ必要になつてくるわけでございますけれども、ほんどの場合が国際刑事警察機構によって行なわれているところでございます。わが國の場合、情報交換の数といふのが昨年一年間で五千二百四十七件でございまして、この十年間で七〇%の増というふうになつてゐるわけでございまして、このICPOとの密接な協力関係といふものが今後ますます重要になりますのではないか、こう思つてございます。

○山崎(武)委員 國際的な捜査共助に関するこの法律が制定されれば、わが國の国内法としては、引渡法と相まって、刑事に関する法律が規定されると考へます。当然のことながらその迅速さが必要な件についての情報及び資料の交換と、それが、加盟各國の国家中央事務局を結んでおります無線通信網があり、それを用いて捜査共助法、逃亡犯人の引渡しに關する逃亡犯人

ます無線通信網がありますけれども、それによつて行なわれているということでございます。このほかに逃亡犯人やあるいは贋品の国際手配、こういったことも行われております。これら情報交換の総数でございますけれども、年間三十五万件にも及んでいるということです。各國の国際犯罪の捜査の推進に大きく貢献していると思うわけでございます。

わが國におきましても、近年御案内とのおり国際交流の活発化に伴いまして犯罪の国際化傾向が一層強まってきておりますと、昭和五十四年中の状況を十年前と比較いたしてみますと、国内におきます外国人の犯罪でございますけれども、四百三人でございまして五〇%の増というふうな数字で申し上げますと、昭和五十四年になっております。また、海外において犯罪を犯して検挙された日本人の数は連絡を受けたものだけでも百七十七人で、六倍にも上っているということでございます。また、国内で犯罪を犯しまして国外に逃亡中の被疑者が約百名にも及ぶと推定されておるところでございます。

こういった犯罪の国際化に伴いまして、国際犯罪捜査のための国際協力がいよいよ必要になつてくるわけでございますけれども、ほんどの場合が国際刑事警察機構によって行なわれているところでございます。わが國の場合、情報交換の数といふのが昨年一年間で五千二百四十七件でございまして、この十年間で七〇%の増というふうになつてゐるわけでございまして、このICPOとの密接な協力関係といふものが今後ますます重要になりますのではないか、こう思つてございます。

○山崎(武)委員 終わります。

○木村委員長 横山利秋君。

○横山委員 まず第二条から伺いますが、第二条は法規裁量でこの四項目が満たされない場合は絶対に共助はしない、こういうことでございます。

○前田(宏)政府委員 その点はお尋ねのとおりでございます。

○横山委員 そういうことが実際いいかということはちょっと疑問を持つのですが、スイスの「第六条相互主義」請求は、請求国が相互主義を保証しない場合にも、これを実施することができる。ただし、連邦司法警察省警察局は、行為の重大性の意味がよくわからないのですから、原則として特殊な場合には相互主義を保証しない場合でもできるのだ、こういうことを言うておるわけであります。

二条の三号になりますが、一体相互主義といふものは実際問題としてはどうしたことなんでしょうか。要するに、一つの事件が起きた、今後あなた

たの方の言うことも聞く、私の方も協力するからよろしく頼むという簡単な文書で、こう書いてあるからそれでいいだらうということに一体なるのですか。保証というのは一体どこまで厳密に要求するのですか。

○前田(宏)政府委員 いわゆる相互主義の保証は逃亡犯罪人引渡法でも規定しているところでございまして、保証の実際の形と申しますか手続と申しますが、そういう点ではいま横山委員の仰せのように公的な文書のやりとりということで行われると思います。

これは国と国との一種の約束でございますから、それを守らなかつた場合どうなるかという問題はあるうかと思ひますが、それは当然信義の問題でございますから守られるであろうというふうに確信するわけでございます。ですから、もし守らなかつた場合には、今後その國からまた同じようないことを言つてきた場合には信用できない國だということになるかと思ひますので、それには応じないということによつてこの相互主義の保証といふものが担保されるということにならうと思ひます。

○横山委員 そうすると、この二条の三号の「要請の保証」というものは中身よりも信頼感、一片の文書で向こうがやるとちゃんと書いて、大臣の判こをついているのだからということと、この保証の内容について余り議論をしない、信頼をするということだと理解をいたします。

どこの小さな国で内乱もやつておる、何が何だかわからぬような國でも、それは保証すると言つてくる。それはいろんなことがあるけれども、いまの政権が天下をとつておつて判こを押しておるのだからしようがないぢやないかということになり、今度こちらが頼むときに、どうせあんな国だから協力をお願ひしても大したものはないだらうといふともありますね。それでもやはり保証といふことになるのですか。

○前田(宏)政府委員 まず、この保証がないときにはしないという規定の仕方をしておるわけでございませんので、保証があつた場合にどうなるかと

いふことが次の問題になりますが、いまのような例が果たして起るかどうかという氣もいたしま

すけれども、その問題はむしろ第五条の問題とい

ます。第五条の問題といふことは、

いふことが当然想定をされる。

それについて、政治犯罪であるかないかはあ

た方や法務大臣の最終責任で判断をすることになりますが、その前提として、当然のことながら刑事事件は外国で捜査の対象になつてゐるわけでございますから、被疑者といいますか

犯人と目されている人がどういうことを言つてゐるか、要請書と申しますか書面が来るわけでございまして、その内容をそれなりに点検いたします

るかと思ひます。しかし、要請をしてきます場合に、要請書と申しますか書面が来るわけでございまして、その内容をそれなりに点検いたします

と、政治犯罪であるかどうかということが一応判断できるのではないかというふうに考えております。

○前田(宏)政府委員 これは外國から要請があつた場合でございまして、その前提として、当然の

ことながら政治犯罪であると主張する人の意見はどういうふうに聽取をしたり、その主張を受け入れるつもりですか。

○横山委員 二条は法規裁量であつて、これを満たされれば絶対にあると言つてゐるわけではな

い、ああそうですか。二条で満たしておつても五条で、あんなところはあかんぞといってやつてやらぬという場合があり得ると理解しました。

では、二条を満たしていないけれども、いまお話をのように三号は、あんな國の言うよなことは當てにならぬぞ、形式的には満たしておつても実質的には満たしていない場合でもやはりやる場合があり得る、彈力的に二条の運用も考えてもらひます。

たとえば四号がそうですよ。「証拠が捜査に欠くことのできないものであることを明らかにした要請の書面がないとき」。そんなむずかしいことを

言つてあなた方役所が、ああこれはおかしいぞ、欠くことのできないものであることを明らかにして、もう一遍手紙をやれ、また来た、ほらいかぬぞ、もう一遍やれと言つてゐるうちに話が済んでしまつた。つまり時宜に適した行動をさせないような仕掛けになつておるので、この法律の運用について恐らく迅速性、機敏性という

ものが要求されるときに、「その証拠が捜査に欠くことのできないものであることを明らかにした要請の書面がないとき」とわざわざ書くのはどういうわけですか。私の質問の趣旨は、二条は法規裁量であ

る、厳密にこれは履行するつもりが、彈力性があるのかないのかといふことです。

○前田(宏)政府委員 まず、この四号を設けました

た気持ちは、証人尋問あるいは証拠物の提供に係

るもので、要請の場合は適當ではないの

でありますから、その証拠物の場合は強制的な措置の一つでございますし、証拠物の場合も押収、差押

えといふような強制的な手続をとる場合があると

いうことでございまして、外國の要請でございま

しても日本の國民にそれなりの負担をかけるとい

うことが予想されるものでござりますので、むや

みやたらにそういうことをしては適當ではないの

ではないかという考え方から、この四号のよう

に、その証拠が捜査に欠くことのできないもので

あることを明らかにしてほしいということを外國に求めまして、そしてその書面をもらひ、こういふふうに考えたわけでござります。

しかししながら、いまおっしゃいましたように、この手続は急ぐ場合が多いと思います。したがいまして、そのことがまだはつきりしないといふようなことで御指摘のように文書をやりとりしておられますと、時期を失するということは当然でござります。

この手續は急ぐ場合が多いと思います。したがいまして、そのことがまだはつきりしないといふようなことで御指摘のように文書をやりとりしておられますと、時期を失するということは当然でござります。

先ほどの三号の相互保証も同様でござりますが、國と國とのことでござりますから、そ細かいことを言つていてもだめかと思ひますが、気

までも、余りあいまいでも困るということでございまして、私どもといいますか法務大臣の立場で当該要請の申し出、この関係の書面等を見まし

て、一応それが信頼できるということでございま

した場合にはこの二条の制限事由には当たらない

い、つまり手続を進めてよいという場合に進んでくるということを考えております。

ただこの場合も、先ほど申しましたように、第五条のところで、要請に応ずることが相当である

と認めるかどうかという問題で、また第一の一つの

チェックと申しますか判断が入つてくるわけでござりますので、その段階で当該國の事情等もいろいろ十分勘案いたしまして応ずるかどうかといふ

ことを決める、かようになるわけでござります。

○横山委員 第二条の一の「政治犯罪であると

いふ」といふのは、たとえば要請國は政治犯罪では

ないと言う、本人は政治犯罪であると言う、そ

うした要請の場合でござります。

それについて、政治犯罪であるかないかはあ

る

た方や法務大臣の最終責任で判断をすることにな

る

るかと思ひます。しかし、その内容をそれなりに点検いたしまして、客観的に見て政治犯罪を処罰するため協力するというようなことにならぬよう慎重に検討いたしまして、客観的に見て政治犯罪を処罰するため協力するというようなことにならぬよう慎重に検討をした上でこれに対処する

ことになると思います。

○横山委員 つまり、他國にかわって日本が捜査

をやる場合に、向こうは政治犯罪でないと言つておる、ところが本人が政治犯罪だという主張を得る余地、そういうような被疑者扱いをしないための前提というものについてひとつ念を入れてもらわなければなりません。

それから五条の先ほどのところですが、「法務大臣は、第二条各号のいずれにも該当せず」という意味は、つまり要請国の保証もない、要請国

の書面もないという意味ですか。保証もある、要請国

の書面もあるという意味ですか。どっちですか。

○前田(宏)政府委員 結局、二条の各号つまり一

号から四号までございますが、そういう制限事由に当たらない場合ということをございます。

○横山委員 保証もないけれども、要請国の書面もないけれども、政治犯罪でもあるけれども、やつてやるときにはやつてやる、こういう意味ですか。

○前田(宏)政府委員 結局、二条の方におきまして、政治犯罪であるときはしない、それからたとえば保証がないときはしない、それから捜査に次くことのできないものであることを明らかにした書面がないときはしないわけでございますから、そういうに当たらない、つまり欠格事由はないという場合にやる、こういう趣旨で書いたつもりでございます。

○横山委員 もう一遍念のために伺います。

簡単に言うと、二条の各号のいずれにも該当しない、つまり書面もない、保証もない、何もなくても、要請に応ずることが相当であると認めたときにはやる。違いますか。

○前田(宏)政府委員 私の御説明が不十分かと思ひますけれども、いわば結論は逆でございまして、政治犯罪であるときにはやらない、保証がないときはやらない、それから書面がないときはやらないということです。

○横山委員 では法文がおかしいのではないですか。いざれかに該当し、かつ要請に応ずることが相当である——「該当せず」というのはどうもひ

つかかるのです。あなたは日本語を知つてゐるで

しょう。

○前田(宏)政府委員 たとえば相互主義の保証つまり三号について申しますと、保証がないときに

当たらない、そういうふうにお読みいただきたいと思ひます。

○横山委員 わかりました。

それから「要請に応ずることが相当である」

相当ということはとにかく法務大臣に一切お任せする、全くの自由裁量である、こういうことなんですか。もしそうだとしたら、そういうことを全

くの自由裁量にゆだねて一体いいのかどうか。法務大臣が相当であるという準拠する条項はどこにありますか。

○前田(宏)政府委員 結論的に申しますと、自由裁量でございますので法務大臣に全部任されてい

るということになるわけでございます。したがいまして、その要件といいますか基準的なものは特

に設けておりません。

しかし強いて申しますと、後の方で関連する条

文が出てまいりますが、十五条で外務大臣との協

議の規定がございます。これは裏から書いてある

かこうになつておりますが、要請に応すること

が相当でないと認めて共助しないとき、こういう

場合には外務大臣と協議するということをございます。

まして、それは、たとえば外交関係とかそういう

ものが問題になるということも相定しまして、そ

ういう条項を設けておるわけでございます。

したがいまして、先ほど冒頭横山委員が仰せに

しては、なるべく広く共助の要請に応じようという精神でございます。

したがいまして、相当でないということで二段構えで拒否する場合もあるということをございま

すが、よほど問題がなければ、二条の一、二、三、四に当たらない限りは要請に応じようということをございます。ただ先ほども申しましたよう

に、そらかと言つて、日本の国民に若干の負担を及ぼす場合でございますし、また場合によつては、日本で捜査中の事件について関係があつて、その捜査に支障があるというようなことも想定されないのでございませんので、そういう場合に

一部共助しないといふ余地を残すことはやはり必要ではないかということでお大臣の裁量権の余地を置いていただきたい、こういう趣旨でございま

して、二条の各号に当たらない場合にどうにでもできるという気持ちではないわけでございます。

○横山委員 「相当である」ということが、制限

規定がどこにもありませんので、事あるときには外務大臣と相談しろ、事あらぬときにはやらせようとするやらせまいとおれの勝手だというような、

相當である」というわずか五字で法務大臣に一切お任せするのは、まあ倉石さんのことと言つておるわけじゃないのだけれども、いさきか問題じやないかと私は思います。

それから、第八条検察官等の処分で「又は公務

所若しくは公私との團体に照会して必要な事項の報告を求める」というのだけれども、公私との團体はこれに対して拒否権がござりますか。また拒否した場合に罰則があるのですか。あるいはまた、この各項の中に検察官及び司法警察官の任務がうつっておりますが、それらの職員はこの法律による

命令に従う義務はありますか。

○横山委員 第十三条処分を終えた場合等の措置

の第四項「第五条第一項の規定により共助の要請

条で指揮監督権があります検事正、警察の場合でござりますと警視総監あるいは道府県の本部長、

こういう人から一般的な意味での指揮監督権に基づいて処分の、こういう措置の命令が出るわけ

ございますので、それに従う義務があるというふうに考えております。

○横山委員 第十三条処分を終えた場合等の措置

の第四項「第五条第一項の規定により共助の要請に関する書類の送付を受けた訴訟に関する書類の保管者」、保管者といふのは一体だれですか。職員ですか、保管しておる機関の長ですか。

○前田(宏)政府委員 これは、いまお読みになりましたように五条から來ている条文でございます

ので、五条の二項を見ますと「法務大臣は、共助の要請が裁判所、検察官又は司法警察官の保管する訴訟に関する書類の提供に係るものであるとき

は、その書類の保管者に」こういうふうに書なつております。そこでこの保管者を受けておるわけでございます。

したがいまして、具体的な訴訟書類が裁判所にある場合もございましょう。また警察で司法警察員が保管している場合もあると思います。それぞれが場合によっては、当該裁判所、当該検察官ある

いは当該司法警察官がこの保管者に当たるわけでございます。

ういうふうに使つてもらつては困るとか、またい
つまでに返してもらわなければ困るとかいうよう
な希望が所有者あるいは保管者、いろいろな人か
ら出てくる場合もあるうううううううううううう
つともであるような場合に、当然それを要請国の
方に申し入れて、それに従つてほししいということ
でございませんと、証拠物等の権利者の権利の侵
害になるおそれがあるというふうに考えたわけで
ございます。

○横山委員 国が要請してくる場合とインターネ
ットが要請してくる場合、いろいろな要請の仕方
があると思うのですが、犯罪種別その他ではどう
いう違いがあるのですか。

○前田(宏)政府委員 お尋ねに即して申します
と、別に犯罪の種類によりましては区別はないと

いうふうに考えております。
要するに手続的なルートとして、国自体が言つてくる場合と、広い意味での国際機構と申しますかそういうふうに理解されておりますインターネッタルのルートで言つてくる場合と、両様があるでありますということで、その一方だけをこの法律で定めるのは適当ではなからう。先ほど来警察の方からも御説明がございましたように、国際刑事事務警察機構の活躍といいますか活動なりは相当な実績

も持つておるわけでござりますので、そのルートも国内法としては明らかにした方がよろしいのじやないか、こういうことでござります。

○水町説明員　この法律は、十七条にござりますけれども、国際刑事警察機構を通じた場合のことについて規定したわけでございまして、その他直接的な関係につきましてはこの法律以外の部分になると思います。

○横山委員　以外というのはどういう意味ですか。やらないのですかやるのですか。

○水町説明員　具体的な現時点におきましてあり

○横山委員 なぜ国際刑事警察機構を必ず経由しなければならないのですか。この法律をつくるときに、国際刑事警察機構ないしは他国の刑事警察機構からとという字をなぜ入れられないのですか。

○水町説明員 先ほど来お話が出ておりますように、国際刑事警察機構の活動ぶりと申しますか実績というものが非常に高まってまいりまして、その実績を踏まえまして国際刑事警察機構からといふものにつきまして規定をいたしたい、こういうことでございます。

○横山委員 意味がよくわからないのですが、私の言っていることはおわかりになつていてるでしょうね。インター・ポールがよくやつていることは知

なっている。けれども、インターネットを一々通さなければいけないのか、インターネットを通さなくては、一つの国と日本の国の警察関係だけの問題だから、機敏性、機動性からいって直接やつてなぜ悪いのか、どんな弊害があるのか、なぜ法案の中へそれが入れられないのかということなんですか。

的な方法もあるわけでござりますけれども、仕組みといったしまして定型的に捜査の国際協力を迅速に行なう機構というのがこの国際刑事警察機構でござります。したがつて、先生のおっしゃいまと申せば、どういふらば、ひつらこの仕組み

○横山委員 機構が整備しているからこの方が早いということについてわからぬわけではありません。しかし、いま伺いますと、直接頼んでくることもあるというのですね。直接頼んでくることをあなたの方が法律に基づかずに勝手にやっておるわけですか。勝手にやっておるのでですか、法律にないのに。他国の刑事警察の要請を受けて、法律にも基づかずに勝手にやっておるというふうに理

○水町説明員　外国の刑事案件の捜査に関しましては、外國の捜査機関から、余り例は少ないかも知れませんが、捜査の協力の要請を受ける場合がござります。この場合におきましては、警察といいたしましては、関係者の自発的な御協力をいただきまして、そして必要な事情聴取等を行いまして、その結果をその捜査機関に提供しておることはござります。

○横山委員　この法律は強制力を持つ。他国の警察からは頼まれてきた、それではやりましょうと、いうわけで関係者に、あなたは協力するか、せぬ、それならさよならということだという話であります、どうもそれは少し貌然としない点があります。しかし次に移りましょう。

経過措置の第二条「この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請」についてはこの法律を適用するということなのですが、現時点におきまして「犯された犯罪に係る外国からの協助の要請」はどんなところがありますか。

○前田(安)政府委員 ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどのことについて私どもの理解をちょっと御説明させていただきますが、本来、外國から捜査共助があります場合に、たてまえとい

たしましては国と国とのことでござりますから、仮に外国の警察が日本の警察に頼みたいという場合に、筋を通せば外交ルートでなければならないというふうに相なろうかと思ひます。

十六条までの規定によつて外交ルートを原則とする、場合によつては法務大臣ということもたゞし書きで書いてございますが、そういうことになるのがたてまえというか原則であろうと思うわけでございます。ですから、事實上の行為として外国の警察が日本の警察へいかに言つてくるといふことも、それを見からいかぬといふわけにはいかないと思ひますけれども、国と國とのことでございまづから、理屈を言えば基本的には外交ルートを経由しなければならないという考え方はあると思

そこで、そういうことを頭に踏まえまして、この法案でも十六条までの規定を設けたわけでございますけれども、それだけではやはり狹過ぎるのでは、現にこの国際刑事警察機構というものが国際的な警察の機関として存置されておるということとでございますので、そういうルートを通してくるものもこの国内法の上で十六条までのルートと同じように評価しようといいますか扱おうということでございまして、直取引といいますか外国の警察から日本の警察へ来るものは全くの事実行為といふことでの法律外のことである、こういうふうに御理解をいただきたいわけでございます。それから附則の問題でございますけれども、いままお話が出ましたことにも関連するわけでござ

いますが、いわゆるインター・ボーレル経由の協力要請というものは相当な数に上つておるわけでござりまして、それは從来は国内法の裏づけがなくていわば事実行為としてやられておつたわけでござりますが、この法律が制定していただけますと、この法律の規定の上に認知されるというか表に乗つかつてくるということになるわけでございまして、その数もまだ相當あるのではないかと思いま

それから法務省の関係では、外国から、余り数はございませんけれども、この法律ができました場合の共助要請に当たると見てよいような要請が現に来ておりまして、これも国内法がまだないわけでございますので、事実行為として検察庁に連絡をいたしまして当事者の自発的な協力を受け、現にその関係の人から事情を聞いておるというような事態もございます。それがこの法律がでます。

○横山委員 この法律にずっと目を通しても、実際運用としては国と國との共助要請よりもインター・ポールを通じる仕事の方が圧倒的に多いのです。

あなたは、法体系としては国と國とがやるのが

本当だけれども、しかし現にインター・ポールが一

生懸命やっているから、インター・ポールの方が十

七条からちよこちよこっと一条だけ書いてあると

いうお話をだけれども、実際の運用はインター・ボ

ルの仕事の方が圧倒的に多いのではないか。これが基軸になると私は思われるわけであります。

そうだとすれば、インター・ポールを通じなく

ても、國の警察と國の警察との関係についてもど

うしてこの一条を起こす必要がなかつたかとい

うことを私は考えたわけであります。

それからフランスの法律を見まして、第三十条

に緊急の場合には「二國の司法官憲の間の直接連絡により行なうことができる」。これは私の言ひよう

なことを直接言つておるわけであります。この

法文を見まして、えらいむずかしいことを言つて

おるな、こんなことや手紙のやりとりをして、い

や手紙をもらつたけれども、どうしても必要か、二条の証拠になるからぬかわからぬで、捜査に

欠くことのできないものであるかないかわからぬ、手紙のやりとりをしているうちに日が暮れて

どこかへ行つちまつたということになるのだが、フランスの三十条にあるように、緊急の場合とい

うことについての条項がどこにもないという点に

それがいつまでござりますが、どうなんですか。

○前田(宏)政府委員 その前に、先ほどの問題でございますが、同じようなことでござりますけれども、仮に外国の警察が日本なら日本に正式に申

し込んでくるということになりますと、恐らく向こうの警察が向こうの外務省に話ををして、それから外交ルートで日本の外務省に頼んできて、それ

がまた外務省から日本の警察におりる、こういうこともなるかと思います。ただ、そういうことよりも、先ほど警察からお話をございましたように、インター・ポールという既存の組織があつて、

その方がもうすでに実績もあるし、むしろ迅速で

あるということでござりますから、警察同士の直

接取引ということはむしろ数が少ないといいます

から余りのではないかというふうに思われるわ

けでございまして、その点は問題がないのじやないかというふうに考えておられます。

それからだいまのお尋ねでございますが、こ

の法案の第三条のただし書きでございます。先ほ

ど来くと申しておりますように、大変かた苦し

い構成ではないかという御批判を受けておるわけ

でござりますけれども、一応たてまえは國と國と

の法案の第三条のただし書きでございます。先ほ

ど来くと申しておりますように、大変かた苦し

い構成ではないかという御批判を受けておるわけ

の一つの規範になつておるわけがありますが、それがあなたの言うように租税犯罪の司法共助を拒むことができるというふうなことについて、日本政府としてはどうお考えなんですか。

○前田(宏)政府委員 まず、このヨーロッパ条約の二条は「拒むことができる。」ということをごさいました、絶対的な拒否事由ではないわけでござります。

したがいまして、わが国にこれを当てはめました場合にも、まあ御批判はあらうかと思いますけれども、先ほど来の大臣の相当性の判断の中での問題に相なるうかと思います。したがいまして、日本に共助要請をしてきました当該国がどういう扱いをしておるかというようなことをこの点に関しておもてたましても勘案いたしまして、それに応じた広い意味の相互主義的な考え方もそこに取り入れて対応すべきであらうというふうに考えております。

○横山委員 四十六ページ、ヨーロッパ条約の十

五一条項「本条第一項及び第二項に規定する以外の請求、特に訴追の予備調査の請求は、司法官憲の間ににおける直接送付の対象とすることができる。」この意味がよくわかりませんが、予備調査の請求ということは一体どういうことでしようか。

○前田(宏)政府委員 外国の法制につきましては、法律と申しますか条文自体は何とか入手いたしましたが、いろいろ調べたわけでございますけれども、実際の運用まではなかなかわからぬ点があるわけでござります。

それで、「訴追の予備調査」という言葉が使われておるわけでござりますけれども、この場合ヨーロッパ条約に加盟している國の法制がいろいろかと思うわけでございまして、予審的なものとかそういうものが日本で昔あったわけでございましたが、これからはその国によつては入るのかもしません。その辺は実は率直に申しまして定かではありません。

ただ考えられることは、この法律案に即して考えますと、基本的なとくに実質的な共助要請といふものは、この法律案ができました場合には規定のひとつでなされるわけでございますけれども、その事前の段階でいろいろと打診があるとしましても、その協力はするけれども、しかし正確なうようなことも考えられるわけでございまして、そういうことは法律事項ではないというふうに考えておられます。

○横山委員 承れば、インターポールへの分担金、本年五千万、そして最後の項目を見ますと、

五十年から警察庁の警察官一名が事務総局に派遣されている。分担金五千万というと各国比からい上げると何位目で、そして日本人警察官一名というのはきわめて均衡を失しているというふうな感じがいたしますが、インターポールにおける各國の職員数の比率はどんな状況でありますか。

○水町説明員 國際刑事警察機構の予算の仕組みは若干複雑でございますが、簡単に御報告申し上げますと、各國の負担すべき予算単位というものが定まっておりまして、一番負担を多くしているところは、國の名前をざつと申し上げますと、西ドイツ、フランス、イタリア、イギリス、アメリカ、その次のグループがオランダ、三番目のグループとしてカナダ、日本、こういうことでござります。グループ的には三番目の段階である、こういうふうに申し上げたいと思います。

それから人の派遣の問題でございますが、これ

を尋ねる場合は出頭を要求され、立入検査をさせられ、差押えをされ、捜索されという日本人なり外

国人が國內で出てくる場合があります。その場合における人権の問題はもちろんさはさりながら、それが全然間違つておった、外國の要請に基づいてやつたけれども、お気の毒でした、えらい済みません」という場合が、他の刑事犯罪の場合と違います。したがいまして、その措置が終わりました後で、また出先の検察官から法務省の方へ返事が返つてくるわけでござりますが、その際にも意見を付して法務大臣の方へ戻しなさいというふうに書かれていますのも、そういう気持ちでございまして、これはもうかり渡すと氣の毒なことになります。

○横山委員 この法律全体を見まして、要請があ

った、そして先ほどからある話がありましたように、とにかく協力はするけれども、しかし正確な要請書なりあるいはまだどうしても必要だという書類が必要しもなければ、やらなければならぬという場合があり得ると私は思うのであります。

○横山委員 この法律全体を見まして、要請があ

ります。

○前田(宏)政府委員 先ほど来てお答えしておりますが、この法案ではむしろ共助に応ずる場合

が狭いのではないか、窮屈ではないかと思つて

いるでございます。

○前田(宏)政府委員 そういうことで、私どもの気持ちといたしましては、何回も申しておりますように、日本国民がそれなりの負担を負う場合でございますので、先ほどのたとえば条文で言えど二条の四号にいたしましても、向こうのどうしても要るんだという書面を欲しいというふうなことも考えたわけでござりますし、また証拠の使用、返還について条件が付せられる、相手方に遵守を要請する、これに応じては、何回も申しておりますように、日本国民が

そういうふうに考へていいこうというふうに考へております。

ただ、万々一そういう不幸なといいますか間違

いが起こりました場合には、これは一般的なこと

になるかと思いますが、国家賠償法の損害賠償と

いうことで賠償が行われることにならうと思いま

す。

○横山委員 きわめて慎重なことをするおつし

やつているのですけれども、たとえばインターポ

ールから赤手配だ、青手配だということになつた

ら、現場の警察官は欣喜雀躍、よしとすることに

なるのは至りです。私はその雰囲気がわかるの

ですよ。あなたが言うように、待てよ、これは慎

重にやらなければならぬなんて考える人は一人も

おりはしませんよ。国際的な要請に基づいて、さ

あ行こう、出動というふうなもので、勇みに勇ん

だということになりました場合には、法務大臣の

権限におきまして結論的に共助をしないといふうに結論を出すことによりまして、被害をまず最小限に、ないようにしようというふうに考えておられます。

○横山委員 この法律全体を見まして、要請があ

ります。

○横山委員 この法律全体を見まして、要請があ

ります。

○横山委員 この法律全体を見まして、要請があ

ります。

○横山委員 この法律全体を見まして、要請があ

ります。

で出かける雰囲気が目に見えるようあります。そういうことについて、あなたは国家賠償法と言なけれども、国家賠償法というのは国が故意あるいは重大な過失がなければ適用できないんだから、そんなものに国家賠償法が適用されるはずがない。国内におきます刑事犯罪捜査においては、それは原因とそれから証拠その他が明白になつて捜査にかかるということになりますが、先ほどから申ましたように、要請書もいいかげんなものであるけれども相手の判こを信用しようとしないか、あるいは要請の書面もはつきりしないけれども、あそこの国の信義を尊重してやろうとか、そういうことで大臣が受けてしまう。受けてしまつて、さあやれ、これは国際的な他国の要請に基づきというのが愛知県何々警察署長に届いたら、警察署長は飛び上がってびっくりして、さあほかの仕事をほうつておいてこれをやれやれということになると、なるのは必至だと私は思うのです。あなたのよう、慎重に待て待て、これはいかぬ、そんなことを考えるよなお巡りさんは、逆に言えば出世しませんわ。

○横山委員 当然被疑者補償規程があると私は思つたんですが、言及されないのは何か特別な理由があるのですか。

○前田(宏)政府委員 被疑者補償規程は被疑者として身柄を拘束した場合のことです。これは、身柄をどうするという問題は逃亡犯罪人引渡法の問題がございまして、証人あるいは参考人としての取り調べあるいは物の任意提出または場合によっては強制的な差押えということになりますから、同じようなことではないといいますか、性質が大分違うというふうに思うわけでございます。

○横山委員 じゃ泣き寝入りよりしようがない、こうしたことですね。国家賠償法は適用されない、被疑者補償規程も適用されない。国際的に新聞でじやんじやん宣伝されてやられたけれども、あなたのところはシロだった、えらい済みませんですか、終わりですか。警察はどうお考えですか。

○水町説明員 先ほど来お話をございますけれども、今度のこの国際捜査共助の事務といたものは、法務省刑事局長から先ほど御答弁がございましたけれども、これはあくまでも日本の犯罪捜査というものを全うする場合に非常に助けになれる、相手国の犯罪捜査に協力するということが翻つて日本の犯罪捜査を全うすることに役立つということございまして、日本の犯罪捜査というものをきておいて、この犯罪捜査共助事務というものをやっていこうという気持ちちはございませんので、先ほど御指摘ございましたあらゆる仕事をさておいてこちらの事務が優先するということはございません。

○水町説明員 最悪の場合には、先ほど法務省刑事局長がお答えになりましたように国家賠償法の問題は生じ得ると思います。

○横山委員 これは大変答弁が不満足ですね。国家賠償規定というものはもう叙述に説法だ、あなた方は十分に腹の中に承知しながらそこへ逃げ込んでいらっしゃるのだけれども、そういう場合に官憲が、法務大臣初め検察、警察官が故意にやつてやろうあるいは重大な誤りを犯した、そういうことを立証するなんてできやしませんよ。だから適用できないと私は思うのですが、できるという論拠があつたら言つてください。どういう場合にこれは適用できますと、そういう可能性があるなら、たとえば例証してみてください。

○前田(安)政府委員 具体的なお答えにはならないかと思いますが、日本の犯罪捜査におきまして、身柄の問題は刑事補償法、被疑者補償の問題でございますけれども、たとえば、物を違法に差押えをしたという場合と同様の問題であらうと思ふわけでございます。外国のためにやつた場合と日本の捜査のためにやつた場合といわば実質的に同じことをやるわけでございまして、日本の犯罪捜査におきまして押収すべからざるもの押収したということになりますと、現に国賠の問題も起ころうわけでございますから、全く不可能だということではないと思います。

○横山委員 そんな例があつたらお目にかかりたいと思いますよ。ともあれ、この法律案の中心をなすものは外国のためにある。もちろん日本も後で得になることもあるけれども、外国のためにやる。外国のためにやって、そして十分な内容もわからない場合が多い。多いけれども外国の要請に基づいて国家権力を発動する、そういう状況のもとで、大変申しわけないことをしたがあなたはシロでしたという場合があり得る。人権を侵害する場合のみならず社会的名譽だとそういう場合があり得るわけですから、そういうことについて何をするか。

○前田(安)政府委員 次に、外国へ頼んで共助を要請してもらつた資料は、法廷における証拠能力はどういうことになりますか。

○前田(安)政府委員 その前にちょっと弁明がましいことで恐縮でございますけれども、御理解を十分いただきたいために申すわけでございますが、シロというようなことをおっしゃいましたので気になつたわけでございますが、被疑者を取り調べるということはないわけでございまして、むしろ被疑者は外国におりましてその参考人、証人の立場になる者を調べるということがこの法律の対象であるわけでございますから、何か無実の者を被疑者扱いにするということはこの法律の問題外でございます。

それから、先ほどインター・ポール経由の場合がほとんどであろうということでおっしゃいましたが、これも改めて申し上げるまでもないかと思いますけれども、十七条によります場合には強制的な措置は適用されないわけでございまして、十六条までの規定つまり証人尋問とかそういうものはそれまでの規定によって行われるわけでございます。したがいまして、それはそれぞれの検察あるいは警察その他特別司法警察職員の属するところから返事が全部法務大臣のところに戻つてくるわけでございまして、そこで最終的なふるいもすることになつておるわけでございます。したがいまして、ある申し上げておりますが、何か間違った措置といいますのは無実な者をつかまえるとかそういう問題ではないということを、念のためでございますけれども申しておきたいわけでございます。

それから証拠能力のことは、当然のこととござりますけれども日本の刑事訴訟法の定めるところによりまして、書証でございますと三百二十一條なら三百二十二条のどの条文に当たるか、どの条項に当たるかということによつて判断されるわけでございます。

○横山委員 諸外国から調査の結果を報告を聞いて、それが法廷で争わるということになりますと、法廷ではその証拠能力についてすいぶん論争することにならうかと思うのですが、それはその国の刑事警察機構なり検察機構なりあるいはその問題ごとの状況によって異なるだらうと思いまますから、ここで証拠能力がどの位置に存するかについては言いませんけれども、問題が生ずることだと思うのであります。

こういう法案が成立いたしておつたとしたら、金大中事件はこの法律を生かす場合にどういうことになるのか、日本の警察がインターーポールを通じて、韓国に言うのに「マインターポール」を通じて、韓国におかしいのです。この法律に基づいて韓国の刑事警察機構に調査を要請するといふことになるのか、あるいは法務大臣が韓国外務大臣に金大中事件についての関係者の調査を要求するといふのか、どういうことになるのでしょうか。

○鳴海説明員 ただいまお尋ねの金大中氏事件の関係は、御案内のごとく外國から外國の事件について共助の要請をわが国が受けた場合、わが国において発生いたしました逮捕監禁略取事件といふものであるといふに承知しておるわけでございますが、この金大中氏事件と申しますのは、先生の御指摘もございましたとおり、わが国において発生いたしました金大中氏が被害者であらわれるという関係もあり、日本から外國に頼む場合に大変重大な関心を持つておるわけでございます。

事実、この事件が発生しました当時から、この事案は御承知のごとく元韓国大統領の候補者であつた金大中氏が被害者であらわれるという関係もあり、日韓両国政府として大変重大な関心を持っておつた現におるという非常に政治的色彩の強いものでござりますので、やはり事柄の重要性等にかんがみまして事件発生の当初から、筋を通して

て、そういう御表現が先ほどございましたけれども、これを重く取り扱うという観点から、外交ルートを通しまして韓国政府に対し捜査の共助を要請したことだと思ひます。

○横山委員 時間が参りましたので、まだ二、三ござりますけれども、私の質問をこれで終わることにいたします。

○木村委員長 飯田忠雄君。
木村委員長 本日この国際捜査共助法の審議に当たりまして、私この席におりまして、この法律はまことに人気のない法律だということをつくづく感ずるわけございます。いつもですと新聞記者の方がわんさとおいでになるのですが、きょうは一人もおいでにならない。いかに人気がないかといふ証拠だと思います。といいますのは、これは一人もおいでにならない。いかに人気がないかと日本側が外國から頼まれて捜査するものだけに限られておりますと、当方から外國に頼むことがいつも規定されていない。ロッキード事件などにおきましても、一番人気があるのは外國の方へ頼んで資料をとるということがございましたが、そういうことが一つもないわけでございます。

○鳴海説明員 ただいま、本法律案につきましては同僚議員から各条並びに参考資料にわたりまして詳細な御質問がございました。これ以上加えることはないようにも思いました。これ以上加えることはないようにも思いました。本案のもう一方、つまり外國に頼む方の問題について少しく御質問を申し上げたいと思うものでございます。

この資料に載つております法律案理由によりますと、航空機疑惑問題等の防止対策として役立つからこの法律を出したというようなことがござります。わが国が外國に頼まれて捜査をするといふことが航空機疑惑問題等の汚職事件等の事件もござりますし、いろいろと国際的な犯罪はあるわけでございますが、そういうものについて十分な捜査を適正な処理をするについて、今後外國に頼む場合が多いであろうということに備えまして、あらかじめ外國から頼まれた場合について国内法を整備しておくと、そういうこと

大変回りくどいようなことになるかと思います。と申しますのは、この提案理由のお書きにも書いてございますように、この法律案可決していくござりますように、この法律案ができたのではありませんと、日本は非協約的であるということになりますて、逆に日本が頼みます場合にも、そういう非協約的な国に依頼には応ぜられないというふうに断られるおそれがあるわけでございます。ところが、この法律が仮にできますと、日本は外國から頼まれたらこのようちやんとやりますというふうになるわけでございます。そうしますと外國の方も、自分が頼む場合にそうしてくれるならおまえの方から頼んできたときにもちゃんとやってやろうというふうに話がうまく進むわけでございますので、そういう意味で、日本から外國に頼む場合について、その前提となる国内法制を整備しておく必要がある、そのことによつて日本からも

亡犯引渡し条約といふのがございまして、逃亡犯引渡法という法律がございましたが、法律ができる前提として条約があつたわけでございます。今度の場合はそれが、法ができる前提としての条約がないのでございますが、この間の手当につきましてはどのようにお考えでございましょうか。

○前田(宏)政府委員 確かに御指摘のように、外國で別の国々の法制を十分わかるかどうかという問題はございますが、最近の情勢でござりますと、各國ともこういう国際的な犯罪についての対処ぶりといふことについては非常に関心があるようですが、ございまして、先ほど申し上げたかと思いますけれども、特にヨーロッペ EC諸国等におきましてはそういう点が熱心でございます。

したがいまして、アメリカ等も含めてございまますけれども、仮に日本から頼み事をしました場合に、おまえの国はどうなつておるかということをすぐにはね返つて聞いてくるだらうと思うわけですが、いかなる理由でございましょうかお尋ねいたします。

○前田(宏)政府委員 飯田委員が冒頭に仰せになりましたように、この法律案は外國から頼まれた場合のこと書きまして大変疑念おるであろうかという問題につきまして大変疑念に思ひます。といいますのは、私ども法律学者として長年やつてまいりましたけれども、外國の法律をそんなに詳しく述べるわけではありません。ほんと知らぬ。一々調べないと気がつかないわけでございます。

そこで、この法律を立法すると「相互主義の保証のもとに、わが国から外國に同種の共助の要請ができる」というのが提案理由でございます。まあそれもそのとおりであろうと思いますが、それならば、日本の国にはなるほど国際捜査共助法とござりますけれども、外國は先ほど申しましたようにこういうものができたということがあります。そのことによって、逆にわが国から外國に同種のお願いをする場合に役立つ、こういう間接的な効果を持つわけでございます。

と申しますのは、外國から日本に頼んでくると、いつにそれを受け入れる体制ができません。たたかますと、外國から共助要請が来た場合の受け入れ体制が整備されるということになるわけでございます。そのことによって、逆にわが国から外國に同種のお願いをする場合に役立つ、こういう間接的な効果を持つわけでございます。

らお願ひしましたものについてはよろしくお願ひしたいという御説明ができるわけでございます。そういうことで、日本から頼みました場合に当然日本の法制はどうなつておるかということが尋ねられると思います。そのほかにも一般的な周知徹底の方法といたしましては、在外公館等を通じましてかかるべき方法を講じた方がいいのじやないかということも考えておるわけでございます。

最後のお尋ねでございますが、逃亡犯人引渡法につきまして、条約があつてその国内法があるということであるのに、今度の関係ではそういうことになつていなかつたかといふことでございましたが、逃亡犯人引渡法につきましては、条約があることはあるわけでございますけれども、その条約もアメリカ一カ国とだけの条約でございます。もちろん、その関係につきましてもつと広く他の外国との間に同種の条約を結ぶといふことに考えておりますが、現在のところは日米関係だけといふことになつておるわけでございます。そういうこともございまして、この捜査共助法のこととでございますが、先ほど来何回も申しております。

ただ、さらく進んでこういう捜査共助についても条約を結んだらどうかといふ問題がございます。その点は御指摘のとおりであるわけでございまさが、少なくとも現時点におきまして、条約がなくとも個々の国とのやりとりの中でいま申しますが、少なからず個々の国とのやりとりの中ではどうなつておるかといふことが当然問われて、それに対して返事ができないことでは困るわけでございます。そういうことで、さしあつては条約がありませんでも、個々の案件ごとに当該国との間での話し合いによって両者の捜査共助といふものがスムーズにいくだらうというふうに思つております。

ただ、今後の問題としてはもちろん条約といふことが考えられるわけでございますけれども、先ほども申しましたように、E.C.諸国等におきましては政治情勢あるいは経済情勢またその他の一般的な法制度と、いうものが大変似通つておるわけでございまして、それなりに条約で包括的な取り決めを結ぶといふこともやりやすいわけでございまいます。逃亡犯人引渡法につきましては、条約があることはあるわけでございますけれども、その条約もアメリカ一カ国とだけの条約でございます。E.C.諸国間と同様にはまらない点が多々あるわけでございまます。いろいろと法制度またそのもとなる社会制度等も違うわけでございますので、包括的な条約といふことになりますとなかなか問題があらうかと思います。そういうことで、個々に相手方を選んで個別の二国間条約を結ぶというようなことを今後の問題としては考えられると思つりますけれども、二国間条約になりますと、むしろ先ほど来ておりました個別に検討すべきものと思っております。

○飯田委員 それじゃ外務省にお尋ねをいたしまして、外務省もそのつもりであります。相手国との法制度その他いろいろな情勢がござります。

ただ、今後はお尋ねしますが、今まで具体的な事例についてはそういうものを勘案して個別に検討すべきものと思っております。

○飯田委員 それじゃ外務省にお尋ねをいたしまして、外務省もそのつもりであります。相手国の法制度その他の事情を勘案して今後とも法務省と十分協議して対処していきたいと考えております。

○池田説明員 この種の事案に係ります国際条約は法務省と十分協議して進めるべきことでございまして、外務省もそのつもりであります。相手国との法制度その他の事情を勘案して今後とも法務省と十分協議して対処していきたいと考えております。

○池田説明員 この種の事案に係ります国際条約は法務省と十分協議して進めるべきことでございまして、外務省もそのつもりであります。相手国との法制度その他の事情を勘案して今後とも法務省と十分協議して対処していきたいと考えております。

○池田説明員 日本以外の世界各国がそれぞれどういう条約を結んでおるかといふのは現在のところ資料が整つておりますが、多數国間条約で日本が締約になっておる捜査共助に関する条約といふものにつきましては、人身買賣及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約の第十三条、それからいわゆる航空機ハイジャック防止二条約といふのがあるわけですが、そのうちのモントリオール条約、これは民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約と申しますが、この第十一條。それからいわゆるベーグル条約、航空機の不法な奪取の防止に関する条約の第十條がござります。

○池田説明員 ただいま外務省御当局からお話をいたしました国際捜査共助に関する条約、わが国が加盟しておるもので数件あるようでございまます。

○池田説明員 先ほど法務省の方からも御答弁がございましたように、この法律が制定されることによつて捜査共助は円滑に実施されることとなるわけでありまして、それは今後の問題としてどうか、結べない事情があるかということでおさいますと、その点は御理解を賜りたいわけでございません。しかし先ほども申しましたように、具体的な国との条約締結の問題については、相手国の法制度その他の事情を勘案して今後とも法務省と十分協議して対処していきたいと考えております。

○前田(宏)政府委員 一般論といたしまして、そういう広い意味での情報交換と申しますか、そういうことについて条約を結ぶということはプラスの面が多々あると思います。ただ、その場合にもやはり相手国との関係またそれの国内事情等もございましたので、いろいろな角度から慎重に検討しなければならないというふうに思うでございます。まあ条約と申しましても、なかなかそれを結ぶといふこともやりやすいわけでございますけれども、日本とアメリカあるいは日本とヨーロッパ諸国間におきましては、E.C.諸国間と同様にはまらない点が多々あるわけでございまます。いろいろと法制度またそのもとなる社会制度等も違うわけでございますので、その点は御理解を賜りたいわけでございます。

○飯田委員 外務省は、法務省、警察庁の方から、こういう不人気な法律ですので余りやる気がないといふことまで相談がなかつたかもしれませんけれども、こうして法律をつくる以上は、ことにまたロッキード事件とかそのほかの事件がございました、ああいうような事件について外國から情報をもらわねばならぬような事件がござりますので、やはり国内法だけではなくても少し国際法的にも手当てをする必要があるのではないかと思ひます。

○飯田委員 外務省は、法務省、警察庁の方から、こういう不人気な法律ですので余りやる気がないといふことまで相談がなかつたかもしれませんけれども、こうして法律をつくる以上は、ことにまたロッキード事件とかそのほかの事件がございました、ああいうような事件について外國から情報をもらわねばならぬような事件がござりますので、やはり国内法だけではなくても少し国際法的にも手当てをする必要があるのではないかと思ひます。

○前田(宏)政府委員 御指摘のような捜査共助に関する条約を結ぶことによって、こういふ問題があれば認めていただきたいのですが、法務大臣の御見解はいかがでしよう。

○前田(宏)政府委員 御指摘のような捜査共助に関する条約を結ぶことによって、こういふ問題が一層活発化するということは考えられるわけでござりますけれども、さしあつての問題といたしましては、この条約がないとそういうことができないかといふことになりますと、まあ言い方が変わらぬでござります。国内法案はできただれども条約がないと動かないんじやないかといふ先ほど來御

指摘のような感じもするわけでございますけれども、私どもとしてはそうも思っていないわけでござります。

まあ同じようなことの繰り返しでございますけれども、国内法が整備されておれば、外国だとえばアメリカに頼む場合あるいはドイツに頼む場合いろいろと起これ得るかと思ひますけれども、その場合に相手国から聞かれて、わが国ではこういふふうになつておりますというふうに持つて、ちよどど条約があるのと同じような効果と申しますか相手国がそれに喜んで応じてくれるとと思うわけでございます。したがいまして、別に消極的な意味ではなくて、さしあたつての問題としては条約がないと困るというふうには考えていいわけでございます。しかし、今後の問題としてはより一層こういう点を发展させる意味において十分検討いたしたい、かように考えております。

○飯田委員 国際条約があるのとのでは私はずいぶん違うと思いますのは、わが國の方で國內法だけを決めましても、相手が痛痒を感じないような場合には無視されてしまふ可能性が多分あります。ことに捜査ということになりますと費用がかかるわけでござりますから、費用のかかる点については余り各國とも喜ばない。やはり自分の國が依頼するときには非常に痛痒を感じませんやんや言ひけれども、そういう痛痒を感じないようなところは時には余り問題にしてくれないといふことが起こりかねないと思います。

そこで、条約ができるおれば条約に基づく義務として國の予算といふものも組まれるであります。ようし、より一層國際共助といふものがうまくいく、私はこのように考へるわけでございます。いま刑事局長からは今後努力するとおっしゃいましたので、それで了承いたしましたが、こういう問題についてどうか法務大臣におかれても意にとめていただきたいと思います。法務大臣、この問題はいかがでしようか。

いません。

において加盟するということになりますと、どうも私ども理解がしがたいわけであります。國が加盟しておるのでその國の機関を派遣するというの

であれば、これは筋が通る問題ですが、國は加盟する際の締結問題につきましては今後とも外務省と十分協議してやつてまいりたいと存じております。

○飯田委員 問題を別の方に移しますが、國際刑事警察機構というのがございまして、警察庁が加入しておられるということも聞いております。警察庁が加入されました経緯はどういう経緯を踏んでおりましたでしょうか、お尋ねをいたします。

○水町説明員 わが國からは、昭和二十七年でございましたが、國際刑事警察機構の前身でござります。國の地方警察本部

から外務省に対しまして口上書をもつて加盟の勧めがなされました。その後昭和二十九年の警察法の改正に伴いまして警察庁長官が会員となり、その後昭和三十一年に國際刑事警察委員会が改組されま

して現在の國際刑事警察機構が設立されました。その際、構成員といふものが警察機関といふことであります。昭和三十二年に國際刑事警察委員会が改組されま

して至つておるわけでございます。

なお法的な面でございますが、昭和三十三年の

警察庁の組織令の一部改正で、所掌事務といつしまして「國際刑事警察機構との連絡に関する」と「が政令上規定されておるわけでございます。

昭和二十八年以来予算上認められているといふことでございます。

も私ども理解がしがたいわけであります。國が加盟しておるのでその國の機関を派遣するというの

であれば、これは筋が通る問題ですが、國は加盟する際の締結問題につきましては今後とも外務省と十分協議してやつてまいりたいと存じております。

まあ、しかしことは別個に國の機関が入るといふことは、これはどうも行政機関の超法規的な行

動になりはしないか、そういうところに一つの國

家機関といふものが崩れしていくもとがあるのでは

ないか、こう思ひますが、この点につきまして外務省の御見解はいかがでしようか。

○小西説明員 若干むずかしい問題を含むかと思

いますけれども、いま警察庁の方から説明がありましたが、實際の国連あるいは各國政府の取

り扱いにおきまして、実体的には國際機関に近い

事務長の當時の報告書の中に「政府間機関とみなされるべきもの」、「こういうふうにされておるわ

けでございます。

○飯田委員 ただいま警察庁の御説明で大体わからず、國際連合の機構として國際刑事警察機構は存

在するでしようか、お尋ねいたします。

○水町説明員 ただいま御説明申し上げましたが、現

に関連はあるというふうにお聞きましたが、現

に至つておるわけでございます。

○飯田委員 ただいまの御説明によりますと、國

際刑事警察機構といふのは國際連合の機構そのも

のではないし、また、これに加盟をしておるのは

国家が加盟しておるのではなくて警察機構が加盟

するというふうに考へるかといふことは若干

法律的には検討すべき余地があるかも知れません

が、一応そういう形で存在することが國際的に受け入れられてゐるのではないかといふふうに考へております。

〔委員長退席、中村(靖)委員長代理着席〕

○飯田委員 この問題は、實際の運用については

私はそんなに問題はないと思ひますけれども、今までの國家機構といふもの、また、わが國の憲法組

織といふものから考えまして、果たして國家が加盟しない國際機関に國家の機関がその資格におい

て加盟するということが許され得るのかどう

か、これは一つの世界國家思想のあらわれではな

○水町説明員 設立の根拠となります條約はござ

いかと思うものであります。つまり、国家機構そのもののなじ崩しの消滅を図っていく一つの行き方があるのではないかという点を危惧いたします。

こういう問題につきましては、私はできる限り

国際条約を結ぶ努力を各國がすべきではないか。国際刑事警察機構といふものが非常に役立つ。役立つに各国がそれについての国際条約を結ばない。なぜ結ばないのか、その辺のところに非常に疑問があるわけでございますが、この国際刑事警察機構について各國が国際条約を結んで加盟しない根本的な理由はどうなところにあるのか、おわかりになつてあるところであるが、お教えを願いたいと思います。

○水町説明員 先ほど来御説明申し上げたような経過で国際刑事警察機構はだんだんに育つてきた。という経過があるわけでございますが、その背景には、やはり一つは、国際的な政治の場から中立的な立場でいたいというような気持ちと申しますか、そういうような考え方があつて、条約よりもむしろ警察機関同士の結びつきというところで検査を迅速に展開していく。こういう目的意識があつたというふうに考えております。

それから先ほど、世界国家的な思想でだんだん国家的な主権みたいなものが失われていくというような御指摘もございましたが、ICPOは超國家的な国際機関ではございません。あくまでも各

國は、各警察機関は国内法の許容する範囲内において活動する、これが大原則でございますので、そのような御心配はないものと考えております。

○飯田委員 実は私がこの問題を取り上げましたのは、現在の国家体制そのものと、行政機関といふものの方を取り上げておるわけでございます。

わが日本の国におきましては、日本国憲法がございまして、それに内閣の地位が書いてあります。内閣の各機関は行政組織法によってその地位が決められておるわけです。そういうものと、この国際刑事警察機構のような各国が加盟しないで

各國の機関だけが入る機関というもののとの関連は一体どうなるのであらうかという点で疑問を持つものであります。この点につきましてどのようにお考えでしようか。

○水町説明員 政府の一機関いたしまして、そ

の権限の範囲内におきましてそういう国際機関に加盟するということにつきまして、必ずしも法的な問題はないのではないかというふうに考えてお

ります。あくまでも国内法の許容する限度内で活動する。ということが前提でございます。

○飯田委員 国家は国際法がない場合に国際的な義務を負うものではないと私は考えるわけです。

それで、警察法の中にこの国際刑事警察機構に対する協力ということが職務として国内法で入れられたということ自体、そのこと自体が私は問題ではないかと思ひます。国際条約がありまして、その国際条約に基づいて政府が行動するというのであれば、これは問題ではないのです。私が非常に危惧をいたしましたのは、国際刑事警察機構といふものが各国の国内法に基づいて行うのだから、だという、その考え方方が今日の国家観念と果たして合致するかどうかという点で問題になるのではなくかと思うものであります。警察法の改正のときにも恐らく余り深く考へないであの改正はなされたという事実を考えますと、これをわかつにはないといふ事実を考へますと、これをわかつにはないかと思うものであります。

○飯田委員 この問題は実は行政の本質に關連す

るのではなくかというふうに私は思います。

これは、国際刑事警察機構がいけないとか、それが日本警察が入っているのがいけないとか、そういうことを申し上げるのではありません。あくまでも法律のたてまえ、わが国の国家体制といふものについてもう少し慎重に考へられる必要があるのではないかと思います。

○水町説明員 この法律がなくとも国際刑事警察機構との協力は可能ではないか、こういうことでござりますけれども、国内における外国人犯罪の捜査あるいは国外犯の捜査、国外逃亡被疑者の所

在調査など、わが国の犯罪捜査を行ふ上においては、外務省においてこの非常に役立つておる国際刑事警察機構といふものに法的に突つ込まれないかと思います。つまり、加盟しておる各國との話し合った上で、この機構を承認する国際条約に基づかないで法律がつくられる、外國との関係をつくられるということになりますと、非常に機構の混亂がそこにあるのではないかという気があります。これを法律にも規制しないことがあります。これが法律にも規制しないで、ある場合は協約として、立法機関が決めておる。その法律と協約の範囲内では内閣は行政を行ふ。これが今日の立憲政体の根本であらうと思うわけであります。これを法律にも規制しないで、ある場合は協約として、立法機関が決めておる。それが法律と協約の範囲内では内閣は行政を行ふ。これが今日の立憲政体の根本であらうと思うわけであります。これを法律にも規制しないで、ある場合は協約として、立法機関が決めておる。それが法律と協約の範囲内では内閣は行政を行ふ。これが今日の立憲政体の根本であらうと思うわけであります。

○小西説明員 先ほど申し上げましたように、こ

ういう国際機関あるいはそれに準ずるものにつきまして、その条約があるのが通例でございますけれども、この国際刑事警察機構につきましてそういふものが必要であるかどうかという点につきましては、国際社会の取り扱いと申しますか国際慣習はやはり一つの大重要な要素として考えざるを得ないといふふうに考えております。

〔中村（靖）委員長代理退席、委員長着席〕したがいまして、現在メンバーになつております政府から特にその根拠を条約にすべきだというようないニシアチブがあれば、これはまた別でございませんけれども、現在の機構、現在の憲章といふことで一應座りのいい形で運営されている、それについてどこの政府からも特にクレームが出ていないという事実を考えますと、これをわかつにはないかと思うものであります。

○飯田委員 この問題は実は行政の本質に關連する」と私は思うのです。

行政といいますのは、禁止されていなければ何をしてもいいというものではなくて、立法機関によつて行政において行動をとられるべき内容は決められるはずであります。あるいは法律として、あるいはは協約として、立法機関が決めておる。そ

れであります。これを法規にも規制しないで、ある場合は協約として、立法機関が決めておる。それが法律と協約の範囲内では内閣は行政を行ふ。これが今日の立憲政体の根本であらうと思うわけであります。これを法規にも規制しないで、ある場合は協約として、立法機関が決めておる。それが法律と協約の範囲内では内閣は行政を行ふ。これが今日の立憲政体の根本であらうと思うわけであります。これを法規にも規制しないで、ある場合は協約として、立法機関が決めておる。それが法律と協約の範囲内では内閣は行政を行ふ。これが今日の立憲政体の根本であらうと思うわけであります。

○水町説明員 この法律がなくとも国際刑事警察機構との協力は可能ではないか、こういうことでござりますけれども、国内における外国人犯罪の捜査あるいは国外犯の捜査、国外逃亡被疑者の所

在調査など、わが国の犯罪捜査を行ふ上においては、外務省においてこの非常に役立つておる国際刑事警察機構といふものに法的に突つ込まれないかと思います。つまり、加盟しておる各國との話し合った上で、この機構を承認する国際条約に基づきまして関係者の自発的な協力の要請にこたえることが必要でございますけれども、このためには国際刑事警察機構からの協力の要請にこたえることが必要でございます。これが法律にも規制しないで、ある場合は協約として、立法機関が決めておる。それが法律と協約の範囲内では内閣は行政を行ふ。これが今日の立憲政体の根本であらうと思うわけであります。

○小西説明員 この国際刑事警察機構に対する協力の要請にこたえるための調査につきましては、従来警察法第二条に基づきまして関係者の自発的な協力の要請にこたえて行つてきたわけでございます。最近におきまして犯罪の国際化傾向と国際刑事警察機構の役割の重要性から見まして、必要かつ十分な国際協

力を行うためには、今後さらに多くの国民の協力を得ることが必要となつてまいります。そのため、この法律において国際刑事警察機構から協力を要請を受けたときの手続と調査のためにとの要請を受ける措置について明確に規定するということは、これら調査に不可欠な国民の協力を得る上においてぜひとも必要であると考えております。これによつて、わが国の国際犯罪捜査の推進とその防止に大きな効果があるものと確信しておるわけでございます。

○飯田委員 国際刑事警察機構を通して実施し得る捜査の範囲といふものはどの範囲のものでございましょうか、お尋ねいたします。

○水町説明員 調査の範囲は、従来またはこの法律案におきましても任意手段に限られておるわけでございます。具体的に申しますと、被害者その他関係人からの事情聴取とか外国人被疑者の犯歴、人定事項とか押収物を確認するとか、逃亡犯罪人の所在を確認するとか、そういう調査でございます。

○飯田委員 ただいまの御説明で大体警察の方でおやりになる仕事はわかりましたが、そらしますと、今度のこの国際捜査共助法という法律案で決めております内容は、結局、警察の問題は国際刑事警察機関ができるんだけれども、検察院とかそのはかの警察以外の司法警察職員が行うものができないのでこの法律をつくったんだ、このように理解をいたしていいのでしょうか。

○前田(宏)政府委員 警察の関係につきましても、先ほど来お話をございましたように、諸国との警察間の協力体制といふものは国際刑事警察機構で整備されておるわけでございますが、いわばその連絡網を通じてそれぞれの国が対国内的に活動する場合の根拠法、もつと端的に言えば対国民的ない。國としての義務は負ひますけれども対国民的にはいろいろな措置がとれないということでおどけ合に、当該外国においてやはり国内法がなければ

いますとの同じことでございまして、そういう意味で国内法が整備される必要があるということです。

それから警察以外の捜査機関、検察院も含みますけれども、その関係につきましては、もちろん事実上の行為としては従来もやつておられたわけでござりますけれども、それを明文の規定で整備するということが必要でございますし、もっと具体的に申しますと、今までやつておられたことはいわば事実行為でございまして、証人尋問であるとか押収、捜索であるとか、そういうことは国内法的に對国民的な負担の問題でござりますから、

国内法がなければできないわけでございます。したがいまして、今度の法律ができることによりますと、この資料にも掲げてございますように、いわゆる先進諸国と申しますか、アメリカはもちろんのこと、ヨーロッパの主要な国におきましてはすでにそれぞれ国内法が整備されておるわけでござりますから、そういう整備されている国に対しても日本がたとえば証人尋問をお願いしたいといふことになりますと、すでに整備済みのそれぞれの国内法によつて証人尋問が行われる、こういうことになるわけでございます。

○飯田委員 このたびのこの国際捜査共助法といふもののが根拠といつたしまして、たとえば外国の裁判官の面前調書などをわが国で欲しい場合には、裁判官尋問をあるいは証拠物の差押え等をするといふことが初めてできるわけでございます。

○飯田委員 このたびのこの国際捜査共助法といふもののが根拠といつたしまして、たとえば外国の裁判官の面前調書などをわが国で欲しい場合には、裁判官尋問をあるいは証拠物の差押え等をするといふことを要求することができましようか。

○前田(宏)政府委員 これはまず国と国との間で外國に対してもお願いをするということでおございますが、それは、外國が応ずるかどうかという問題はもちろんござりますけれども、できるわけでございます。

○飯田委員 ただ、その外國が応ずるかどうかという問題は、自分の方から頼んだ場合に似たようなことをやつてくれるかどうかということが最大の関心事になりますのでございまして、当然そのことを聞いたときに、外國としては果たして相手方である日本が、外國にそなうことをお願いする、それに対しても外國がどう応対するかという問題でございまして、その場合に検査について申し上げたと同じよう外國がどう応対するかという問題でございまして、その場合に検査について申し上げたと同じようなことが起つて、日本で司法共助の法制があらかじめ日本から要請があるかどうか、その国においては自分の方はあるけれども日本もなくいや困るということに話がなるわけございまして、その場合に、日本では古い法律でございますけれども司法共助についてはすれども日本もなくいや困るということに話がなる法律があるという答えができる。そうなりますと、それでは自分の方でも自分の国内法に応じてやつてやろう、こういうことで話がまとまる、

強制的なものはできないだらうと思います。

そういうことでござりますので、それぞれの国が条約を結ぶことももちろん結構でございますけれども、対国民の関係においてそれぞれの国が國內法を整備しているということがむしろどちらかといえば必要なことであろう。そういう意味で見ますと、この資料にも掲げてございますように、

それから警界以外の捜査機関、検察院も含みますけれども、その関係につきましては、もちろん事実上の行為としては従来もやつておられたわけでござりますけれども、それを明文の規定で整備するということが必要でございますし、もっと具体的に申しますと、今までやつておられたことはいわば事実行為でございまして、証人尋問であるとか押収、捜索であるとか、そういうことは国内法的に對国民的な負担の問題でござりますから、

国内法がなければできないわけでございます。したがいまして、今度の法律ができることによりますと、この資料にも掲げてございますように、いわゆる先進諸国と申しますか、アメリカはもちろんのこと、ヨーロッパの主要な国におきましてはすでにそれぞれ国内法が整備されておるわけでござりますから、そういう整備されている国に対する日本がたとえば証人尋問をお願いしたいといふことになりますと、すでに整備済みのそれぞれの国内法によつて証人尋問が行われる、こういうことになるわけでございます。

○飯田委員 司法共助についての法律といふものが現在ある、それによればいい、こういうことでございましたが、司法共助についての法律といふもののがいろいろ取り調べをやられる、その内容を日本の方へ送つてもらおうように当然の権利として要請ができるよう状態になつております。

○前田(宏)政府委員 当然の権利として向こうに要求できるということにはなつていません、それはまさしく飯田委員のおっしゃるようによつてはございませんが、司法共助についての法律といふもののがいろいろ取り調べをやられる、その内容を日本の方へ送つてもらおうように当然の権利として要請ができるよう状態になつております。

○前田(宏)政府委員 これがまず国と国との間で外國に対してもお願いをするということでおございますが、それは、外國が応ずるかどうかという問題は、自分の方から頼んだ場合に似たようなことをやつてくれるかどうかということが最大の関心事になりますので、それは、外國が応ずるかどうかという問題は、自分の方から頼んだ場合に似たようなことをやつてくれるかどうかといふことになりますけれども、できるわけでございます。

○飯田委員 この件は、先ほど私の考え方を申し上げたと思っておりますが、この法律を制定することによりまして捜査共助は円滑に実施されることがありますけれども、国際捜査共助に関する条約の締結問題につきましては、今後とも外務省と相談をして適切な措置を講じてまいりたい、こう思つております。

○前田(宏)政府委員 外國裁判所に依頼をして取得いたしました証言は、そのままわが国の刑事訴訟法上適法な証拠として取り上げることができますけれども、外國でつくりましたものと存じますけれども、国際捜査共助に関する条約の締結問題につきましては、今後とも外務省と相談をして適切な措置を講じてまいりたい、こう思つております。

○飯田委員 外國裁判所に依頼をして取得いたしました証言は、そのままわが国の刑事訴訟法上適法な証拠として取り上げることができますけれども、外國でつくりましたものと存じますけれども、国際捜査共助に関する条約の締結問題につきましては、今後とも外務省と相談をして適切な措置を講じてまいりたい、こう思つております。

○前田(宏)政府委員 日本の裁判の上でどういうものが証拠になるかということは、当然のことながら日本の刑事訴訟法の問題でございまして、日本の現行の刑事訴訟法の上で証拠能力が認められるものでござりますと、外國でつくりましたものでも証拠になり得るというのが一般論でございま

す。

○前田(宏)政府委員 細かい話になりますと、御指摘の例で、外国の裁判所つまり裁判官の前で供述をしたという場合に、その調書が日本の刑事訴訟法に當てはめた場合に、その調書が日本の刑事訴訟法に當てはめた場合に、どういう扱いになるかという問題であらうかと思います。このことにつきましては考え方方がいろいろございまして、裁判官の面前であるから日本刑法訴訟法における裁判官の面前調書と同じように扱つてもいいという考え方もないわけではありませんけれども、そこまではまた無理だとございませんけれども、そこまではまた無理だと

れなりの条件のもとに証拠になるという考え方もあるわけでございます。いずれにいたしましても、日本の刑事訴訟法の解釈の問題といふふうに考えております。

○飯田委員 わが国の刑事訴訟法の規定からいきまして、証拠法、三百二十二条の一項の三号書面として外国の裁判官の面前調書を認め得るかといふ点につきまして、一つの問題点は、特に信用すべき状況下の供述であるかどうかということが問題にならうと思います。

そこで、この特に信用すべき状況下の供述などいうことを認定し得る何らかの措置を講ずることができないかどうか、そういう措置が講じ得るならば、あるいはまたそういう措置を講じ得ないとしても、外国の裁判官の面前調書なんだから、これは証拠能力を認めてもいいではないかという判定がなされ得るものならば、こういうものについて何らかの規定を刑事訴訟法に置くことはできなかどうか、つまり外国の裁判官面前調書に証拠能力を認めるということをございますが、いかがでしようか。

○前田(宏)政府委員 いろいろな考え方があろうと思いますけれども、広く外国といいましていろいろ国があるわけでございます。したがいまして、およそ裁判官であればどの国の裁判官でも日本裁判官と同様に扱つていいかということになりますと、直ちにそう言つていいかどうかといふ問題があるんじやないかと思います。一般的に扱つていい実態だと思ひますけれども、一抹の問題はないわけではないといふうに思います。

そうしますと、具体的にある國ならある國で裁判官の尋問調書ができるたといふことになりますが、その手続の実際といふうなものが明らかになると、そのものになるその國の法律制度といふもの調べる、あるいは尋問をされた場合の手続規定によりまして、その当該調書が信用性があるとい

うことが明らかになつてくるだらうと思います。

○飯田委員 それでは次の方に問題を移しますが、この法律によりますと、政治犯罪を排除理由の一つとしております。

ところで、この政治犯罪という言葉はまことに抽象的な言葉でございまして、内容が明確ではありません。一国の政治体制に違反する行為、これは政治犯罪ですが、これは非常に抽象的にはそのように言い得るかもしませんけれども、一体どうか、大変問題があらうと思うものであります。

わが国では憲法上、国民主権、基本的人権主義、平和主義、こういうものは動かすことのできない根本主義だというふうに言われております。こういうものに違反する行為、これは明らかにわが国では政治犯罪であります。こうした日本の憲法上考えられる政治犯罪の範囲と、いうものを中心として、政治犯罪といふものはわが国としては考へるべきではないかというふうに私は考へるわけであります。主観的には政治犯だとおっしゃつても、客観的には政治犯と判断する基準が容易に見つからない今日、やはり政治犯であるかどうかの根本は日本国憲法の根本主義に基づくのがいいのではないかと思ひます。この点についていかがお考へでしようか。

○前田(宏)政府委員 いわゆる政治犯罪の意味とくであります。主観的には政治犯だとおっしゃつても、客観的には政治犯と判断する基準が容易に見つからない今日、やはり政治犯であるかどうかの根本は日本国憲法の根本主義に基づくのがいいのではないかと思ひます。この点についていかがお考へでしようか。

○前田(宏)政府委員 このたびの法案の中では、要請犯罪の中に政治犯罪といふ言葉があります。

○飯田委員 このたびの法案の中で、要請犯罪に対しまして排除する理由を掲げておりますが、そこには、裁判官でござりますから、おおむねそのようになりますと、直ちにそう言つていいかどりかといふ問題があるんじやないかと思ひます。一般的に扱つていい実態だと思ひますけれども、一抹の問題はないわけではないといふうに思います。

その点につきましては、たとえば国際法学会等でも議論があつたようござりますけれども、その決議を見ましても、結局は純粹の政治犯罪人は引き渡さないといふような結論になつておるわけですが、全部これはやめてしまおう、こういうお考への理由と、二つの理由があつたと思ひます。

それで、外国の政治問題であるからかわり合いたくないだから排除するんだ、こういう考え方、もう一つは、このような政治犯罪といふものであります。でも、わが國の憲法の精神に反するような性質のものであるから、だから排除するんだ、こうして二つぐらゐの理由が考へ得ると私は思ひます。一つは、外国の政治問題にかかわり合いたくない、だから排除するんだ、こういう考え方、もう一つは、このような政治犯罪といふものであります。でも、わが國の憲法の精神に反するような性質のものであるから、だから排除するんだ、こうして二つぐらゐの理由が考へ得ると私は思ひます。

○前田(宏)政府委員 たとえば、これは一つの例として適切かどうかわかりませんが、ナチスにおいてユダヤ人迫害をして人殺しをした、そして逃亡しておられるという人がいた場合に、これは政治犯罪に当たりますか当たりませんか。

○前田(宏)政府委員 お尋ねのことだけで直ちにイエスかノーかといふことも非常に困難であろうと思いますが、やはり抽象的でございましょうけれども、そういうものについて国際的にどういうふうに理解されておるかと、いうことをいろいろな角度から検討いたしまして、日本としてどう考えるのが適當かといふうに結論を出すべきものと思ひます。

○飯田委員 それじゃこの問題はこのくらいにしておきました、次の問題に入りますが、法案の十四条と十五条に、共助をしないことを相当と認め

たとき、こういうふうに文句がございます。法案十四条、十五条の共助をしないことを相当と認めたとき、という場合は、具体的にはどういう場合を指すでございましょうか。

○前田(宏)政府委員 この十四条の規定は、先ほど横山委員のお尋ねにも一部お答えしたところでございますけれども、やはり国民に何がしかの負担をかけることございますから、できるだけそぞらることのないようにして、精神から設けることとしたものでございまして、つまり共助をするしないにつきましては、もとの方の規定で二条で制限事由が四つございます。また五条で、相当であるかどうかという判断をして相当でないときには共助しないというふうに制度を設けていたわけでございますが、当初要請を受けました段階で、また五条の一項の措置をとる段階におきまして、そういう段階ではその制限事由に当たらぬい、また相当であるうということで手続を始めることがあります。そこで得るわけでございます。

ところが、その後いろいろと追加的な資料とか情報とかそういうものがございまして、その中には出先の意見等も場合によっては入ってくるかと思ひますけれども、後になって二条の一、一、三、四号に当たるあるいは五条という相当である三、四号に当たるあるいは五条という相当である五号に当たるあるいは五条という相当である六号に当たるあるいは五条という相当である七号に該当する場合を除き」というふうに書いてございまして、つまり保証がなければ法務大臣には書類を送付しないというふうに書いてございまして、外國から要請がありました場合に、もうそのときからついてくる場合もございましょうし、ついでない場合には外務大臣において、つまり外交ルートの中でその保証を求め、その保証を求めるでも保証がされないというこ

とになりますと、外務大臣のところでストップするわけでございまして、それ以上は手続が進まないといふことになるわけでござります。

○飯田委員 こういう要請国との問題につき調べをするということになると、途中でそういうことがわからました場合に、それはいわば差しとめるといいますか、そういう意味で直ちにそのことを出先の方に連絡をする、それによって手続をストップさせるという趣旨でございます。

○前田(宏)政府委員 そうしますと、一口に申し上げますと、第二条の各号に掲げてあるようなこういうことの疑いが持たれておる、こういう場合でしょ

う。

○前田(宏)政府委員 疑いと言つていいかどうか

と思ひますけれども、相當疑いがあるといいまして、うか、当初はわからなかつたことがその後になつて判明した、これは本来なら共助すべき場合ではないかたとすることがわかつてきました場合、二条以外にもその他の事情で応じない方がよかるうとういう特段の事情がわかつた場合も当然含まれるわけござります。

○飯田委員 この第一条の三号に「日本国が行う同種の要請に応する旨の要請国の保証」というのがございますが、この要請国の保証というのはいつのような方法でなされてくるのでしょうか、お尋ねいたします。

○前田(宏)政府委員 二条の規定からいきますと、実体規定のよくな形になつておりますから、いつの段階であるかということが必ずしも明らかでないかと思いますけれども、手続的には三条から事が始まるわけでございます。

たとえば四条をごらんいただきますと「外務大臣は、共助の要請を受理したときは、第一条第三号に該当する場合を除き」というふうに書いてございまして、外國から要請がありましたが、それが日本國の法令によれば罪に当たるものでないといふことがあります。つまり、日本の國で刑罰法規にかかるない行為は外國から頗まれても一切応じないのだ、このようにとれるわけです。

ところで國際捜査共助という問題は、相手国において犯罪であれば、たとえ日本の國で犯罪でな

くても必要なものを調べて送つてあげるということは別に非人道的な問題でもないし、またわが國の國益に反するわけでもありませんし、むしろ共助をした方が國際親善に役立つのではないか、こう思われますが、これを特に排除された理由はどういうわけでしょうか。

○前田(宏)政府委員 確かに國際協力という面からいたしますと、できるだけ相手國の要請に応じた方がいいことは御指摘のとおりでございます。

その場合に、何もわが國民に負担のかからないことでござりますれば最大限やつてよろしいわけですが、ござりますけれども、事情を聴取するにいたしましても負担がかかることでござりますし、場合によつては強制的な手續で証人尋問を受けるあるいは物を押収されるというようなことを想定しているわけでござります。

○前田(宏)政府委員 条約で決めておれば事前わかりやすいといふ利点はあるかと思ひますけれども、いわゆる相互主義の保証ということは、

この法律のような場合に限らずその他の場合にもよくあることでございます。

一番近い例で申しますと、逃亡犯人引渡法にて判明した、これは本来なら共助すべき場合でなかったということがわかつてきました場合、二条

についても同様なことがござりますし、その他私どもの所管でない分野におきましても、いろいろと外国から協力要請がありました場合に、やはりそ

の国が同様の要請を日本がやつた場合にそれに応ずるかということが問題になることは從来からたくさんあるわけでございまして、そういうことは

ふうに理解されるのではないかと思います。

○飯田委員 この法案の第一条の第二号でございまして、これに「共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為

が日本國の法令によれば罪に当たるものでないといふことがあります。つまり、日本の國で刑罰法規にかかるない行為は外國から頗まれても一切応じないのだ、このようにとれるわけです。

ところで國際捜査共助という問題は、相手国において犯罪であれば、たとえ日本の國で犯罪でな

くても必要なものを調べて送つてあげるということは別に非人道的な問題でもないし、またわが國の國益に反するわけでもありませんし、むしろ共助をした方が國際親善に役立つのではないか、こう思われますが、これを特に排除された理由はどういうわけでしょうか。

○前田(宏)政府委員 確かに國際協力という面からいたしますと、できるだけ相手國の要請に応じた方がいいことは御指摘のとおりでございます。

その場合に、何もわが國民に負担のかからないことでござりますれば最大限やつてよろしいわけですが、ござりますけれども、事情を聴取するにいたしましても負担がかかることでござりますし、場合によつては強制的な手續で証人尋問を受けるあるいは物を押収されるというようなことを想定しているわけでござります。

○飯田委員 この第二条の第四号を見ますと、これは「その証拠が捜査に欠くことのできないものであることを明らかにした要請国の書面」を必要とするとしておりますが、こうした捜査に欠くことができないものだということになりますと、これは一つの主觀的な判断が入つてくるわけであろうと思います。わが國でこれは捜査に必要だと思うかもしれません。

そこで、こうした問題を排除条件にするということについて少し疑問がありはしないかと思われます。そういう日本國民の立場になつてものを考えますと、外國への協力もいいけれども、自分たちがそれなりの負担を受けるについて、日本で全く犯

るわけであります。つまり、国際間の円滑な交際

源はどのようになっておるでしょうか。

という点からいきますと、証人尋問、証拠物の提供をしてくれといふ要請があつた場合に、それがわが国の国益を害しないあるいは基本的人権を害するものじやないというよろな場合、これに応じてあげても差し支えないのではないか、むしろ応じてあける方が国際間の円滑な交際上からいっていいのではないかというふうにも思われますが、この点についていかがでしようか。

○前田(宏)政府委員 先ほどの二号についてのお尋ねと同様なことであろうかと思ひます。

私どもの立場いたしましては、いまも仰せになりましたように、国民の人権に關係ない限りは、いうお言葉があつたように思ひうるわけでございませんが、やはりそういうことを頭に置いて考えたわけでございます。つまり、外国への協力という面を重視いたしますならば、余りうるさいことは言わないでどんどん協力した方がいいということになるわけござりますけれども、やはり負担を受ける日本の国民といふことを無視するわけにもまいらないわけでございます。したがいまして、むやみやたらな要請には応じたくない、それが人権の問題にもつながるであろうという考え方によるものでございます。

ただこの場合に、捜査に欠くことができないかどうかということについては、やはりその国の問題でござりますから、当該要請国がそれなりの説明をして、こういうことで必要なだといふような書面が参りまして、それを私どもが見ましてごもつともであるといふように考えます場合には、それをもう細かく説明するということではなくてできるだけ協力をする。ただこの趣旨は、先ほど申しておりますように、尋問を受ける人あるいは物を提供する人の人権の問題といふことをやはり頭に置いているわけでございますから、その兼ね合いを十分考へながらこの判断をするということにならうと思います。

○飯田委員 最後に尋ねしますのは、国際捜査共助をした場合の捜査費用その他の費用の支出財

午後三時四十五分散会

○前田(宏)政府委員 費用の問題でございますから、予算的な措置ということが考えられるわけでございますけれども、さしあたつて考えておりま

すのは、まず事例がそれほど多くないであろうと

いうことでございますし、証人尋問あるいは証拠物の任意提出を受けるというようなことあるいは事実上参考人として取り調べるというようなこと、それにかかる金というものは、ないと言つては言い過ぎかもしませんが、ほとんどかからぬいといふうに考えておるわけでございます。

ただ、お尋ねの趣旨が、要請を受けたわが國の負担だけでやるのはどうかという問題も含んでいらっしゃるかと思いますが、この共助というものはやはり相手が頼んでくる場合もある、そういうことが次第に積み重なつてといいますか繰り返されてくるだろう。そういうことになりますと、一々この場合はこちらが持つ、頼んだときはこちらが持つ、向こうから頼んできたときはあちら持ちだといふうに細かく言わなくても、お互に相殺勘定になるというような感じで進めていくてもよいのじやないかという考え方をとつていいわけでございます。

○飯田委員

先ほど警察の方からのお答えで、警

察法の中に国際捜査共助の問題が職務权限として入つておるということをございました。つまり国際刑事警察機構の問題ですが、そういう方面のことが入つていいるとすると、警察庁の方ではその方面の予算、これは捜査上相当費用がかかると思いまが、どのようにしておいででしようかお尋ねします。

○水町説明員 従来より、警察法二条の責務の範囲内といふことでございますので予算的な措置はとつてございます。

○飯田委員 これで私の質問を終わります。

○木村委員長 次回は、明後二十五日金曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

昭和五十五年五月九日印刷

昭和五十五年五月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C